

本書について

本書は、2022年度の行政書士試験問題及び解答解説を収録したものです。

2022年度の行政書士試験問題については、本書でマスターするようにしてください。

目次

1	2022年 問題	p. 2
2	2022年 解答・解説	p. 60

※問題1、問題59、問題60については、著作権上の関係により未掲載となります。

2022年

問題

法 令 等 [問題 1～問題40は択一式（5肢択一式）]

問題 1 著作権上の関係により未掲載となります。

問題 2 法律用語に関する次のア～オの記述のうち、妥当でないものの組合せはどれか。

ア 「法律要件」とは、法律効果を生じさせる原因となる客観的な事実のことであり、意思表示などの主観的な要素は、これには含まれない。

イ 「法律効果」とは、法律上の権利義務関係の変動（発生、変更または消滅）のことをいう。

ウ 「構成要件」とは、犯罪行為を特徴付ける定型的な外形的事実のことであり、故意などの主観的な要素は、これには含まれない。

エ 「立法事実」とは、法律を制定する場合において、当該立法の合理性を根拠付ける社会的、経済的、政治的または科学的事実のことをいう。

オ 「要件事実」とは、法律要件に該当する具体的な事実のことをいう。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・エ
- 3 イ・エ
- 4 イ・オ
- 5 ウ・オ

問題3 表現の自由に関する次の判断基準が想定している事例として、妥当なものはどれか。

公共の利害に関する事項について自由に批判、論評を行うことは、もとより表現の自由の行使として尊重されるべきものであり、その対象が公務員の地位における行動である場合には、右批判等により当該公務員の社会的評価が低下することがあっても、その目的が専ら公益を図るものであり、かつ、その前提としている事実が主要な点において真実であることの証明があったときは、人身攻撃に及ぶなど論評としての域を逸脱したものでない限り、名誉侵害の不法行為の違法性を欠くものというべきである。

(最一小判平成元年12月21日民集43巻12号2252頁)

- 1 XはA駅の構内で、駅員の許諾を受けず、また退去要求を無視して、乗降客や通行人に対してB市の施策を批判する演説を行ったところ、不退去などを理由に起訴された。
- 2 Yは雑誌上で、宗教法人X1の会長X2に関する事実を批判的に報道したところ、X1・X2の名誉を毀損したとして訴訟になった。
- 3 作家Yは自らが執筆した小説にXをモデルとした人物を登場させ、この際にXが不特定多数への公開を望まない私生活上の事実を描いたため、Xが出版差止めを求めて出訴した。
- 4 新聞記者Xは取材の過程で公務員Aに接近して親密になり、外交交渉に関する国の機密情報を聞き出したところ、機密漏洩をそそのかしたとして起訴された。
- 5 A市の公立小学校で成績の評価方法をめぐる対立が生じ、市民Yが教員Xを厳しく批判するビラを配布したところ、XがYに対して損害賠償と謝罪広告を求めて出訴した。

問題4 薬局を営むXは、インターネットを介した医薬品の通信販売を始めたが、法律は一定の種類の医薬品の販売については、薬剤師が対面で情報の提供および薬学的知見に基づく指導を行うことを求めている。そこでXは、この法律の規定が違憲であり、この種の医薬品についてもネットで販売する権利が自らにあることを主張して出訴した。この問題に関する最高裁判所の判決の趣旨として、妥当なものはどれか。

- 1 憲法22条1項が保障するのは職業選択の自由のみであるが、職業活動の内容や態様に関する自由もまた、この規定の精神に照らして十分尊重に値する。後者に対する制約は、公共の福祉のために必要かつ合理的なものであることを要する。
- 2 規制の合憲性を判断する際に問題となる種々の考慮要素を比較考量するのは、第一次的には立法府の権限と責務であり、規制措置の内容や必要性・合理性については、立法府の判断が合理的裁量の範囲にとどまる限り、裁判所はこれを尊重する。
- 3 本件規制は、専らインターネットを介して販売を行う事業者にとっては職業選択の自由そのものに対する制限を意味するため、許可制の場合と同様にその必要性・合理性が厳格に審査されなければならない。
- 4 本件規制は、国民の生命および健康に対する危険の防止という消極目的ないし警察目的のための規制措置であり、この場合は積極目的の場合と異なり、基本的人権への制約がより小さい他の手段では立法目的を達成できないことを要する。
- 5 本件規制は、積極的な社会経済政策の一環として、社会経済の調和的発展を目的に設けられたものであり、この種の規制措置については、裁判所は立法府の政策的、技術的な裁量を尊重することを原則とする。

問題5 適正手続に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 告知、弁解、防御の機会を与えることなく所有物を没収することは許されないが、貨物の密輸出で有罪となった被告人が、そうした手続的保障がないままに第三者の所有物が没収されたことを理由に、手続の違憲性を主張することはできない。
- 2 憲法は被疑者に対して弁護人に依頼する権利を保障するが、被疑者が弁護人と接見する機会の保障は捜査権の行使との間で合理的な調整に服さざるを得ないので、憲法は接見交通の機会までも実質的に保障するものとは言えない。
- 3 審理の著しい遅延の結果、迅速な裁判を受ける被告人の権利が害されたと認められる異常な事態が生じた場合であっても、法令上これに対処すべき具体的規定が存在しなければ、迅速な裁判を受ける権利を根拠に救済手段をとることはできない。
- 4 不利益供述の強要の禁止に関する憲法の保障は、純然たる刑事手続においてばかりだけでなく、それ以外にも、実質上、刑事責任追及のための資料の取得収集に直接結びつく作用を一般的に有する手続には、等しく及ぶ。
- 5 不正な方法で課税を免れた行為について、これを犯罪として刑罰を科すだけでなく、追徴税（加算税）を併科することは、刑罰と追徴税の目的の違いを考慮したとしても、実質的な二重処罰にあたり許されない。

問題6 内閣の権限に関する次の記述のうち、憲法の規定に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 内閣は、事前に、時宜によっては事後に、国会の承認を経て条約を締結するが、やむを得ない事情があれば、事前または事後の国会の承認なく条約を締結できる。
- 2 内閣は、国会が閉会中で法律の制定が困難な場合には、事後に国会の承認を得ることを条件に、法律にかわる政令を制定することができる。
- 3 参議院の緊急集会は、衆議院の解散により国会が閉会している期間に、参議院の総議員の4分の1以上の要求があった場合、内閣によりその召集が決定される。
- 4 内閣総理大臣が欠けたとき、内閣は総辞職をしなければならないが、この場合の内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行う。
- 5 新年度開始までに予算が成立せず、しかも暫定予算も成立しない場合、内閣は、新年度予算成立までの間、自らの判断で予備費を設け予算を執行することができる。

問題7 裁判の公開に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 裁判は、公開法廷における対審および判決によらなければならないので、カメラ取材を裁判所の許可の下に置き、開廷中のカメラ取材を制限することは、原則として許されない。
- 2 裁判所が過料を科する場合は、それが純然たる訴訟事件である刑事制裁を科す作用と同質であることに鑑み、公開法廷における対審および判決によらなければならない。
- 3 証人尋問の際に、傍聴人と証人との間で遮へい措置が採られても、審理が公開されていることに変わりはないから、裁判の公開に関する憲法の規定には違反しない。
- 4 傍聴人は法廷で裁判を見聞できるので、傍聴人が法廷でメモを取る行為は、権利として保障されている。
- 5 裁判官の懲戒の裁判は行政処分の性質を有するが、裁判官の身分に関わる手続であるから、裁判の公開の原則が適用され、審問は公開されなければならない。

問題8 公法上の権利の一身専属性に関する次の文章の空欄〔A〕～〔C〕に当てはまる文章の組合せとして、妥当なものはどれか。

最高裁判所昭和42年5月24日判決（いわゆる朝日訴訟判決）においては、生活保護を受給する地位は、一身専属のものであって相続の対象とはなりえず、その結果、原告の死亡と同時に当該訴訟は終了して、同人の相続人らが当該訴訟を承継し得る余地はないとされた。そして、この判決は、その前提として、〔A〕。

その後も公法上の権利の一身専属性が問題となる事例が散見されたが、労働者等のじん肺に係る労災保険給付を請求する権利については最高裁判所平成29年4月6日判決が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく認定の申請がされた健康管理手当の受給権については最高裁判所平成29年12月18日判決が、それぞれ判断をしており、〔B〕。

なお、この健康管理手当の受給権の一身専属性について、最高裁判所平成29年12月18日判決では、受給権の性質が〔C〕。

空欄〔A〕

ア 生活保護法の規定に基づき、要保護者等が国から生活保護を受けるのは、法的利益であって、保護受給権とも称すべきものであるとしている

イ 生活保護法の規定に基づき、要保護者等が国から生活保護を受けるのは、国の恩恵ないし社会政策の実施に伴う反射的利益であるとしている

空欄〔B〕

ウ 両判決ともに、権利の一身専属性を認めて、相続人による訴訟承継を認めなかった

エ 両判決ともに、権利の一身専属性を認めず、相続人による訴訟承継を認めた

空欄〔C〕

オ 社会保障的性質を有することが、一身専属性が認められない根拠の一つになるとの考え方が示されている

カ 国家補償的性質を有することが、一身専属性が認められない根拠の一つになるとの考え方が示されている

	A	B	C
1	ア	ウ	オ
2	ア	エ	カ
3	イ	ウ	オ
4	イ	ウ	カ
5	イ	エ	カ

問題9 行政契約に関する次のア～オの記述のうち、法令または最高裁判所の判例に照らし、妥当なものの組合せはどれか。

ア 行政手続法は、行政契約につき定義規定を置いており、国は、それに該当する行政契約の締結及び履行にあたっては、行政契約に関して同法の定める手続に従わなければならない。

イ 地方公共団体が必要な物品を売買契約により調達する場合、当該契約は民法上の契約であり、専ら民法が適用されるため、地方自治法には契約の締結に関して特別な手続は規定されていない。

ウ 水道事業者たる地方公共団体は、給水契約の申込みが、適正かつ合理的な供給計画によっては対応することができないものである場合には、水道法の定める「正当の理由」があるものとして、給水契約を拒むことができる。

エ 公害防止協定など、地方公共団体が締結する規制行政にかかる契約は、法律に根拠のない権利制限として法律による行政の原理に抵触するため、法的拘束力を有しない。

オ 法令上、随意契約によることができない契約を地方公共団体が随意契約で行った場合であっても、当該契約の効力を無効としなければ法令の規定の趣旨を没却する結果となる特別の事情が存在しない限り、当該契約は私法上有効なものとされる。

- 1 ア・イ
- 2 ア・エ
- 3 イ・ウ
- 4 ウ・オ
- 5 エ・オ

問題10 行政調査に関する次の記述のうち、法令または最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 警察官職務執行法には、警察官は、職務質問に付随して所持品検査を行うことができると規定されており、この場合には、挙動が異常であることに加えて、所持品を確認する緊急の必要性を要するとされている。
- 2 交通の取締を目的として、警察官が自動車の検問を行う場合には、任意の手段により、走行の外観上不審な車両に限ってこれを停止させることができる。
- 3 行政手続法においては、行政調査を行う場合、調査の適正な遂行に支障を及ぼすと認められない限り、調査の日時、場所、目的等の項目を事前に通知しなければならないとされている。
- 4 国税通則法には、同法による質問検査権が犯罪捜査のために認められたものと解してはならないと定められていることから、当該調査において取得した資料をその後に犯則事件の証拠として利用することは認められない。
- 5 行政調査の実効性を確保するため、調査に応じなかった者に刑罰を科す場合、調査自体の根拠規定とは別に、刑罰を科すことにつき法律に明文の根拠規定を要する。

問題11 申請に対する処分について定める行政手続法の規定に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

- 1 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努め、これを定めたときは、行政手続法所定の方法により公にしておかなければならない。
- 2 行政庁は、法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請について、それを理由として申請を拒否することはできず、申請者に対し速やかにその補正を求めなければならない。
- 3 行政庁は、申請により求められた許認可等の処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示すよう努めなければならない。
- 4 行政庁は、定められた標準処理期間を経過してもなお申請に対し諾否の応答ができないときは、申請者に対し、当該申請に係る審査の進行状況および処分の時期の見込みを書面で通知しなければならない。
- 5 行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利益を考慮すべきことが当該法令において許認可等の要件とされているものを行う場合には、当該申請者以外の者および申請者本人の意見を聴く機会を設けなければならない。

問題12 行政手続法（以下、本問において「法」という。）が定める不利益処分の手続に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 申請拒否処分は、申請により求められた許認可等を拒否するものとして、法の定義上、不利益処分に該当するので、それを行うにあたっては、申請者に対して意見陳述の機会を与えなければならない。
- 2 行政庁は、不利益処分がされないことにより権利を害されるおそれがある第三者がいると認めるときは、必要に応じ、その意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。
- 3 弁明の機会の付与は、処分を行うため意見陳述を要する場合で、聴聞によるべきものとして法が列挙している場合のいずれにも該当しないときに行われ、弁明は、行政庁が口頭であることを認めたときを除き、弁明書の提出により行われる。
- 4 法が定める「聴聞」の節の規定に基づく処分またはその不作為に不服がある場合は、それについて行政不服審査法に基づく審査請求をすることができる。
- 5 聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰するが、聴聞を主宰することができない者について、法はその定めを政令に委任している。

問題13 行政手続法（以下、本問において「法」という。）が定める届出に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 届出は、法の定めによれば、「行政庁に対し一定の事項の通知をする行為」であるが、「申請に該当するものを除く」という限定が付されている。
- 2 届出は、法の定めによれば、「行政庁に対し一定の事項の通知をする行為」であるが、「事前になされるものに限る」という限定が付されている。
- 3 届出は、法の定めによれば、「法令により直接に当該通知が義務付けられているもの」であるが、「自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを除く」という限定が付されている。
- 4 法令に定められた届出書の記載事項に不備があるか否かにかかわらず、届出が法令によりその提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとされる。
- 5 届出書に法令上必要とされる書類が添付されていない場合、事後に補正が求められることにはなるものの、当該届出が法令によりその提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務自体は履行されたものとされる。

問題14 行政不服審査法の規定に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に審査請求をすることができる場合には、行政不服審査法の定める例外を除き、処分庁に対して再調査の請求をすることができる。
- 2 行政不服審査法に基づく審査請求を審理した審理員は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書を作成し、速やかに、これを事件記録とともに、審査庁に提出しなければならない。
- 3 法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料する者は、行政不服審査法に基づく審査請求によって、当該処分をすることを求めることができる。
- 4 法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導が違法なものであると思料するときは、行政不服審査法に基づく審査請求によって、当該行政指導の中止を求めることができる。
- 5 地方公共団体の機関がする処分であってその根拠となる規定が条例に置かれているものにも行政不服審査法が適用されるため、そのような処分についての審査請求がされた行政庁は、原則として総務省に置かれた行政不服審査会に諮問をしなければならない。

問題15 審理員に関する行政不服審査法の規定に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 審理員は、審査請求がされた行政庁が、審査請求の対象とされた処分の処分庁または不作為庁に所属する職員から指名する。
- 2 審理員は、職権により、物件の所持人に対し物件の提出を求めた上で、提出された当該物件を留め置くことができる。
- 3 審理員は、審査請求人または参加人の申立てがなければ、必要な場所についての検証をすることはできない。
- 4 審理員は、審査請求人または参加人の申立てがなければ、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することはできない。
- 5 審理員は、数個の審査請求に係る審理手続を併合することはできるが、ひとたび併合された審査請求に係る審理手続を分離することはできない。

問題16 行政不服審査法が定める教示に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 処分庁が審査請求をすることができる処分をなす場合においては、それを書面であるか、口頭であるかにかかわらず、当該処分につき不服申立てをすることができる旨その他所定の事項を書面で教示をしなければならない。
- 2 処分庁が審査請求をすることができる処分をなす場合において、処分の相手方に対し、当該処分の執行停止の申立てをすることができる旨を教示する必要はない。
- 3 処分庁は、利害関係人から、当該処分が審査請求をすることができる処分であるかどうかにつき書面による教示を求められたときは、書面で教示をしなければならない。
- 4 処分をなすに際し、処分庁が行政不服審査法において必要とされる教示をしなかった場合、当該処分に不服がある者は、当該処分庁に不服申立書を提出することができる。
- 5 審査庁は、再審査請求をすることができる裁決をなす場合には、裁決書に、再審査請求をすることができる旨並びに再審査請求をすべき行政庁および再審査請求期間を記載してこれらを教示しなければならない。

問題17 行政事件訴訟法の定めに関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟である抗告訴訟として適法に提起できる訴訟は、行政事件訴訟法に列挙されているものに限られる。
- 2 不作為の違法確認の訴えに対し、請求を認容する判決が確定した場合、当該訴えに係る申請を審査する行政庁は、当該申請により求められた処分をしなければならない。
- 3 不作為の違法確認の訴えは、処分または裁決についての申請をした者に限り提起することができるが、この申請が法令に基づくものであることは求められていない。
- 4 「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当しない行為については、民事保全法に規定する仮処分をする余地がある。
- 5 当事者訴訟については、具体的な出訴期間が行政事件訴訟法において定められているが、正当な理由があるときは、その期間を経過した後であっても、これを提起することができる。

問題18 抗告訴訟の対象に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 都市計画法に基づいて、公共施設の管理者である行政機関等が行う開発行為への同意は、これが不同意であった場合には、開発行為を行おうとする者は後続の開発許可申請を行うことができなくなるため、開発を行おうとする者の権利ないし法的地位に影響を及ぼすものとして、抗告訴訟の対象となる行政処分に該当する。
- 2 都市計画区域内において用途地域を指定する決定は、地域内の土地所有者等に建築基準法上新たな制約を課すものではあるが、その効果は、新たにそのような制約を課する法令が制定された場合と同様の当該地域内の不特定多数の者に対する一般的抽象的なものにすぎず、当該地域内の個人の具体的な権利を侵害するものではないから、抗告訴訟の対象となる行政処分に該当しない。
- 3 市町村の施行に係る土地区画整理事業計画の決定により、事業施行地区内の宅地所有者等は、所有権等に対する規制を伴う土地区画整理事業の手続に従って換地処分を受けるべき地位に立たされるため、当該計画の決定は、その法的地位に直接的な影響を及ぼし、抗告訴訟の対象となる行政処分に該当する。
- 4 地方公共団体が営む水道事業に係る条例所定の水道料金を改定する条例の制定行為は、同条例が上記水道料金を一般的に改定するものであって、限られた特定の者に対してのみ適用されるものではなく、同条例の制定行為をもって行政庁が法の執行として行う処分と実質的に同視することはできないから、抗告訴訟の対象となる行政処分に該当しない。
- 5 特定の保育所の廃止のみを内容とする条例は、他に行政庁の処分を待つことなく、その施行により各保育所廃止の効果を発生させ、当該保育所に現に入所中の児童およびその保護者という限られた特定の者らに対して、直接、当該保育所において保育を受けることを期待し得る法的地位を奪う結果を生じさせるものであるから、その制定行為は、行政庁の処分と実質的に同視し得るものといえることができ、抗告訴訟の対象となる行政処分に該当する。

問題19 行政事件訴訟法が定める処分無効確認訴訟（以下「無効確認訴訟」という。）に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 無効確認訴訟は、処分が無効であることを主張して提起する訴訟であるから、当該処分に無効原因となる瑕疵が存在しない場合、当該訴えは不適法なものとして却下される。
- 2 無効確認訴訟には、取消訴訟の原告適格を定める規定が準用されておらず、原告適格に関する制約はない。
- 3 無効確認訴訟は、処分の取消訴訟につき審査請求の前置が要件とされている場合においても、審査請求に対する裁決を経ずにこれを提起することができる。
- 4 無効確認訴訟においては、訴訟の対象となる処分は当初から無効であるのが前提であるから、当該処分の執行停止を申し立てることはできない。
- 5 無効確認訴訟は、処分が無効であることを前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができる場合にも、提起することができる。

問題20 国家賠償法1条1項に基づく国家賠償責任に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 検察官が公訴を提起したものの、裁判で無罪が確定した場合、当該公訴提起は、国家賠償法1条1項の適用上、当然に違法の評価を受けることとなる。
- 2 指定確認検査機関による建築確認事務は、当該確認に係る建築物について確認権限を有する建築主事が置かれた地方公共団体の事務であり、当該地方公共団体が、当該事務について国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負う。
- 3 公立学校における教職員の教育活動は、私立学校の教育活動と変わるところはないため、原則として、国家賠償法1条1項にいう「公権力の行使」に当たらない。
- 4 税務署長のする所得税の更正が所得金額を過大に認定していた場合、当該更正は、国家賠償法1条1項の適用上、当然に違法の評価を受けることとなる。
- 5 警察官が交通法規に違反して逃走する車両をパトカーで追跡する職務執行中に、逃走車両の走行によって第三者が負傷した場合、当該追跡行為は、当該第三者との関係において、国家賠償法1条1項の適用上、当然に違法の評価を受けることとなる。

問題21 国家賠償法2条1項に基づく国家賠償責任に関する次のア～エの記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものの組合せはどれか。

ア 営造物の設置または管理の瑕疵には、当該営造物が供用目的に沿って利用されることとの関連においてその利用者以外の第三者に対して危害を生ぜしめる危険性がある場合を含むものと解されるが、具体的に道路の設置または管理につきそのような瑕疵があったと判断するにあたっては、当該第三者の被害について、道路管理者において回避可能性があったことが積極的要件とされる。

イ 営造物の供用が第三者に対する関係において違法な権利侵害ないし法益侵害となり、当該営造物の設置・管理者が賠償義務を負うかどうかを判断するにあたっては、侵害行為の開始とその後の継続の経過および状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無およびその内容、効果等の事情も含めた諸要素の総合的な考察によりこれを決すべきである。

ウ 道路等の施設の周辺住民からその供用の差止めが求められた場合に差止請求を認容すべき違法性があるかどうかを判断するにあたって考慮すべき要素は、周辺住民から損害の賠償が求められた場合に賠償請求を認容すべき違法性があるかどうかを判断するにあたって考慮すべき要素とほぼ共通するが、双方の場合の違法性の有無の判断に差異が生じることがあっても不合理とはいえない。

エ 営造物の設置または管理の瑕疵には、当該営造物が供用目的に沿って利用されることとの関連においてその利用者以外の第三者に対して危害を生ぜしめる危険性がある場合を含むものと解すべきであるが、国営空港の設置管理は、営造物管理権のみならず、航空行政権の行使としても行われるものであるから、事理の当然として、この法理は、国営空港の設置管理の瑕疵には適用されない。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・エ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 ウ・エ

問題22 A市議会においては、屋外での受動喫煙を防ぐために、繁華街での路上喫煙を禁止し、違反者に罰金もしくは過料のいずれかを科することを定める条例を制定しようとしている。この場合に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 この条例に基づく過料は、行政上の秩序罰に当たるものであり、非訟事件手続法に基づき裁判所が科する。
- 2 条例の効力は属人的なものであるので、A市の住民以外の者については、この条例に基づき処罰することはできない。
- 3 この条例で過料を定める場合については、その上限が地方自治法によって制限されている。
- 4 地方自治法の定める上限の範囲内であれば、この条例によらず、A市長の定める規則で罰金を定めることもできる。
- 5 この条例において罰金を定める場合には、A市長は、あらかじめ総務大臣に協議しなければならない。

問題23 住民監査請求および住民訴訟に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 住民訴訟は、普通地方公共団体の住民にのみ出訴が認められた客観訴訟であるが、訴訟提起の時点で当該地方公共団体の住民であれば足り、その後他に転出しても当該訴訟が不適法となることはない。
- 2 普通地方公共団体における違法な財務会計行為について住民訴訟を提起しようとする者は、当該財務会計行為が行われた時点において当該地方公共団体の住民であったことが必要となる。
- 3 普通地方公共団体における違法な財務会計行為について住民訴訟を提起しようとする者は、当該財務会計行為について、その者以外の住民が既に提起した住民監査請求の監査結果が出ている場合は、自ら別個に住民監査請求を行う必要はない。
- 4 普通地方公共団体において違法な財務会計行為があると認めるときは、当該財務会計行為と法律上の利害関係のある者は、当該地方公共団体の住民でなくとも住民監査請求をすることができる。
- 5 違法に公金の賦課や徴収を怠る事実に関し、住民が住民監査請求をした場合において、それに対する監査委員の監査の結果または勧告に不服があるとき、当該住民は、地方自治法に定められた出訴期間内に住民訴訟を提起することができる。

問題24 都道府県の事務にかかる地方自治法の規定に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部について、条例の定めるところにより、市町村が処理するものとすることができるとされている。
- 2 都道府県の事務の根拠となる法律が、当該事務について都道府県の自治事務とする旨を定めているときに限り、当該事務は自治事務となるとされている。
- 3 都道府県知事がする処分のうち、法定受託事務にかかるものについての審査請求は、すべて総務大臣に対してするものとするとしている。
- 4 都道府県は、その法定受託事務の処理に対しては、法令の規定によらずに、国の関与を受けることがあるとされている。
- 5 都道府県は、その自治事務について、独自の条例によって、法律が定める処分の基準に上乗せした基準を定めることができるとされている。

問題25 次に掲げる国家行政組織法の条文の空欄「ア」～「オ」に当てはまる語句の組合せとして、
妥当なものはどれか。

第1条 この法律は、内閣の統轄の下における行政機関で「ア」及びデジタル庁以外のもの（以下「国の行政機関」という。）の組織の基準を定め、もって国の行政事務の能率的な遂行のために必要な国家行政組織を整えることを目的とする。

第3条第1項 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。

同第2項 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、「イ」及び庁とし、その設置及び廃止は、別に「ウ」の定めるところによる。

同第3項 省は、内閣の統轄の下に第5条第1項の規定により各省大臣の「エ」する行政事務及び同条第2項の規定により当該大臣が掌理する行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、「イ」及び庁は、省に、その外局として置かれるものとする。

第5条第1項 各省の長は、それぞれ各省大臣とし、内閣法にいう主任の大臣として、それぞれ行政事務を「エ」する。

同第2項 各省大臣は、前項の規定により行政事務を「エ」するほか、それぞれ、その「エ」する行政事務に係る各省の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務を掌理する。

同第3項 各省大臣は、国务大臣のうちから、「オ」が命ずる。（以下略）

	ア	イ	ウ	エ	オ
1	自衛隊	委員会	内閣府令	分担管理	内閣
2	防衛省	独立行政法人	政令	所轄	天皇
3	内閣府	内部部局	政令	所掌	内閣
4	自衛隊	内部部局	法律	統轄	天皇
5	内閣府	委員会	法律	分担管理	内閣総理大臣

問題26 国籍と住民としての地位に関する次の記述のうち、法令に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 事務監査請求をする権利は、日本国籍を有しない住民にも認められている。
- 2 住民監査請求をする権利は、日本国籍を有する住民にのみ認められている。
- 3 公の施設の利用関係については、日本国籍を有しない住民についても、不当な差別的な取り扱いをしてはならない。
- 4 日本国籍を有しない住民のうち、一定の期間、同一地方公共団体の区域内に居住したものは、当該地方公共団体の長や議会の議員の選挙権を有する。
- 5 日本国籍を有しない住民は、住民基本台帳法に基づく住民登録をすることができない。

問題27 虚偽表示の無効を対抗できない善意の第三者に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 AはBと通謀してA所有の土地をBに仮装譲渡したところ、Bは当該土地に建物を建築し、これを善意のCに賃貸した。この場合、Aは、虚偽表示の無効をCに対抗できない。
- 2 AはBと通謀してA所有の土地をBに仮装譲渡したところ、Bが当該土地を悪意のCに譲渡し、さらにCが善意のDに譲渡した。この場合、Aは、虚偽表示の無効をDに対抗できない。
- 3 AはBと通謀してA所有の土地をBに仮装譲渡したところ、Bは善意の債権者Cのために当該土地に抵当権を設定した。この場合、Aは、虚偽表示の無効をCに対抗できない。
- 4 AはBと通謀してA所有の土地をBに仮装譲渡したところ、Bの債権者である善意のCが、当該土地に対して差押えを行った。この場合、Aは、虚偽表示の無効をCに対抗できない。
- 5 AはBと通謀してAのCに対する指名債権をBに仮装譲渡したところ、Bは当該債権を善意のDに譲渡した。この場合、Aは、虚偽表示の無効をDに対抗できない。

問題28 占有権に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 Aが所有する動産甲（以下「甲」という。）の保管をAから委ねられ占有しているBが、甲を自己の物と称してCに売却した場合、甲に対するCの即時取得の成立要件について、占有開始におけるCの平穩、公然、善意および無過失は推定される。
- 2 Aが所有する乙土地（以下「乙」という。）をBが20年以上にわたって占有し、所有権の取得時効の成否が問われる場合、Aが、Bによる乙の占有が他主占有権原に基づくものであることを証明しない限り、Bについての他主占有事情が証明されても、Bの所有の意思が認められる。
- 3 Aが所有する丙土地（以下「丙」という。）を無権利者であるBがCに売却し、Cが所有権を取得したものと信じて丙の占有を開始した場合、Aから本権の訴えがないときは、Cは、丙を耕作することによって得た収穫物を取得することができる。
- 4 Aが所有する動産丁（以下「丁」という。）を保管することをBに寄託し、これに基づいてBが丁を占有していたところ、丁をCに盗取された場合、Bは、占有回収の訴えにより、Cに対して丁の返還を請求することができる。
- 5 Aが所有する動産戊（以下「戊」という。）を保管することをBに寄託し、これをBに引き渡した後、Aは戊をCに譲渡した場合、Aが、Bに対して以後Cの所有物として戊を占有するよう指示し、Cが、これを承諾したときは、戊についてAからCへの引渡しが認められる。

問題29 機械部品の製造販売を行うAは、材料供給者Bと継続的取引関係を結ぶにあたり、A所有の甲土地に、極度額5,000万円、被担保債権の範囲を「BのAに対する材料供給にかかる継続的取引関係から生じる債権」とする第1順位の根抵当権（以下「本件根抵当権」という。）をBのために設定してその旨の登記をした。その後、AはCから事業資金の融資を受け、その債務の担保として甲土地に第2順位の普通抵当権をCのために設定した。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、明らかに誤っているものはどれか。

- 1 本件根抵当権について元本確定期日が定められていない場合、Aは、根抵当権の設定から3年が経過したときに元本確定を請求することができ、Bは、いつでも元本確定を請求することができる。
- 2 本件根抵当権について元本確定前に被担保債権の範囲を変更する場合、Cの承諾は不要であるが、その変更について元本確定前に登記をしなかったときは、その変更をしなかったものとみなす。
- 3 本件根抵当権について元本が確定した後、当該確定した元本の額が極度額に満たない場合には、Aは、Bに対して、極度額を法の定める額に減額することを請求することができる。
- 4 本件根抵当権について元本が確定した後、当該確定した元本の額が極度額に満たない場合には、Bは、当該確定した元本に係る最後の2年分の利息、損害金については、極度額を超えても、本件根抵当権を行使して優先弁済を受けることができる。
- 5 本件根抵当権について元本が確定する前に、BがAに対して有する材料供給にかかる債権の一部をDに譲渡した場合、当該債権譲渡の対抗要件を具備していても、Dは、当該譲渡された債権について根抵当権を行使することはできない。

問題30 Aは、BにCから贈与を受けた動産甲を売却する旨の契約（以下「本件契約」という。）をBと締結したが、引渡し期日が過ぎても動産甲の引渡しは行われていない。この場合についての次の記述のうち、民法の規定に照らし、正しいものはどれか。

- 1 本件契約に「Cが亡くなった後に引き渡す」旨が定められていた場合、Cの死亡後にBから履行請求があったとしても、Aが実際にCの死亡を知るまではAの履行遅滞の責任は生じない。
- 2 動産甲が、契約締結前に生じた自然災害により滅失していたために引渡しが不能である場合、本件契約は、その成立の時に不能であるから、Aは、Bに履行の不能によって生じた損害を賠償する責任を負わない。
- 3 動産甲の引渡しについて、Aが履行補助者であるDを用いた場合、Dの過失により甲が滅失し引渡しができないときには、Aに当然に債務不履行責任が認められる。
- 4 動産甲が本件契約締結後引渡しまでの間にA・B双方の責めに帰すことができない事由によって滅失したときは、Aの引渡し債務は不能により消滅するが、Bの代金債務は消滅しないから、Bは、Aからの代金支払請求に応じなければならない。
- 5 Aが本件契約に基づき動産甲をBのもとに持参して引き渡そうとしたが、Bがその受領を拒んだ場合、その後にA・B双方の責めに帰すことができない事由によって甲が滅失したときは、Bは、本件契約の解除をすることも、Aからの代金支払請求を拒絶することもできない。

問題31 債務不履行を理由とする契約の解除に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 債務者が債務の全部について履行を拒絶する意思を明確に示したとしても、債権者は、相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がない場合でなければ、契約を解除することができない。
- 2 特定物の売買契約において、契約締結後に目的物が不可抗力によって滅失した場合、買主は、履行不能を理由として契約を解除することができない。
- 3 建物賃貸借契約において、賃借人の用法違反が著しい背信行為にあたり、契約関係の継続が困難となるに至った場合であっても、賃貸人は相当の期間を定めて賃借人に利用態様を改めるよう催告をし、その期間が経過しても賃借人が態度を改めようとしない場合でなければ、賃貸人は、当該契約を解除することができない。
- 4 売買契約に基づいて目的物が引き渡された後に契約が解除された場合、買主が売主に対して負うべき原状回復義務には、目的物の返還に加えて、それまでに生じた目的物に関する使用利益の返還も含まれるが、当該契約が他人物売買であったときは、買主は売主に対して使用利益の返還義務を負わない。
- 5 売買契約において、買主が代金の一部の支払を遅滞した場合、売主が相当の期間を定めてその支払の催告をし、その期間内に買主が代金を完済しなかったとしても、その時点における代金額の不足が軽微であるときは、売主の売買契約の解除が制限されることがある。

問題32 Aは、Bとの間でA所有の甲建物の賃貸借契約を締結し、甲建物を引き渡したが、その後、Aは、同建物をCに譲渡した。Aは、同賃貸借契約締結時にBから敷金を提供され、それを受け取っていた。この場合についての次の記述のうち、民法の規定に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 甲建物についてのAのBに対する賃貸人たる地位は、Bの承諾を要しないで、AとCとの合意により、Cに移転させることができる。
- 2 甲建物の譲渡によるCへの賃貸人たる地位の移転は、甲建物についてAからCへの所有権移転登記をしなければ、Bに対抗することができない。
- 3 AとCが甲建物の賃貸人たる地位をAに留保する旨の合意および甲建物をCがAに賃貸する旨の合意をしたときは、賃貸人たる地位はCに移転しない。
- 4 賃貸人たる地位がCに移転した場合、Bは、Cの承諾を得なければ、甲建物の賃借権を譲り渡すことはできないが、甲建物を転貸するときは、Cの承諾を要しない。
- 5 賃貸人たる地位がCに移転した場合、敷金の返還に係る債務はCに承継され、Cが、Bに対し、その債務を負う。

問題33 法定利率に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 利息付金銭消費貸借契約において、利息について利率の定めがなかったときは、利息の利率は借主が金銭を受け取った日の法定利率による。
- 2 利息付金銭消費貸借契約において、当初適用された法定利率が変動したときは、当該消費貸借の利息に適用される法定利率も一緒に変動する。
- 3 利息付金銭消費貸借契約において、利息について利率の定めがあったが遅延損害の額の定めがなかった場合に、当該利息の約定利率が法定利率より低かったときは、遅延損害の額は法定利率によって定める。
- 4 不法行為に基づく損害賠償において、遅延損害金は、原則として不法行為時の法定利率によって定める。
- 5 将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合において、その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するときは、その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率により、これをする。

問題34 不法行為に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 未成年者が他人に損害を加えた場合、道徳上の是非善悪を判断できるだけの能力があるときは、当該未成年者は、損害賠償の責任を負う。
- 2 精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、過失によって一時的にその状態を招いたとしても、損害賠償の責任を負わない。
- 3 野生の熊が襲ってきたので自己の身を守るために他人の宅地に飛び込み板塀を壊した者には、正当防衛が成立する。
- 4 路上でナイフを振り回して襲ってきた暴漢から自己の身を守るために他人の家の窓を割って逃げ込んだ者には、緊急避難が成立する。
- 5 路上でナイフを持った暴漢に襲われた者が自己の身を守るために他人の家の窓を割って逃げ込んだ場合、窓を壊された被害者は、窓を割った者に対して損害賠償を請求できないが、当該暴漢に対しては損害賠償を請求できる。

問題35 相続に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 系譜、祭具及び墳墓の所有権は、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者があるときを除き、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。
- 2 相続人は、相続開始の時から、一身専属的な性質を有するものを除き、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するが、不法行為による慰謝料請求権は、被害者自身の精神的損害を填補するためのものであるから相続財産には含まれない。
- 3 相続財産中の預金債権は、分割債権であるから、相続開始時に共同相続人に対してその相続分に応じて当然に帰属し、遺産分割の対象とはならない。
- 4 相続開始後、遺産分割前に共同相続人の1人が、相続財産に属する財産を処分した場合、当該財産は遺産分割の対象となる相続財産ではなくなるため、残余の相続財産について遺産分割を行い、共同相続人間の不公平が生じたときには、別途訴訟等により回復する必要がある。
- 5 共同相続人は、相続の開始後3か月を経過した場合、いつでもその協議で遺産の全部または一部の分割をすることができる。

問題36 営業譲渡に関する次の記述のうち、商法の規定に照らし、正しいものはどれか。なお、営業を譲渡した商人を甲、営業を譲り受けた商人を乙とし、甲および乙は小商人ではないものとする。

- 1 甲が営業とともにその商号を乙に譲渡する場合には、乙が商号の登記をしなければその効力は生じない。
- 2 乙が甲の商号を引き続き使用する場合には、乙は、甲の営業によって生じた債務を弁済する責任を負う。ただし、営業譲渡後、遅滞なく、乙が第三者である丙に対して、甲の債務を弁済する責任を負わない旨の通知をした場合には、乙は、丙に対して弁済責任を負わない。
- 3 乙が甲の商号を引き続き使用する場合に、甲の営業によって生じた債権について、債務者である丙が乙に対して行った弁済は、丙の過失の有無を問わず、丙が善意であるときに、その効力を有する。
- 4 乙が甲の商号を引き続き使用しない場合において、乙が甲の営業によって生じた債務を引き受ける旨の広告をしたときは、甲の弁済責任が消滅するため、甲の債権者である丙は、乙に対して弁済の請求をしなければならない。
- 5 甲および乙が、乙に承継されない債務の債権者（残存債権者）である丙を害することを知らながら、無償で営業を譲渡した場合には、丙は、乙に対して、甲から承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

問題37 株式会社の設立における発行可能株式総数の定め等に関する次のア～オの記述のうち、会社法の規定に照らし、誤っているものの組合せはどれか。

- ア 発起設立において、発行可能株式総数を定款で定めていない場合には、発起人は、株式会社の成立の時までに、その全員の同意によって、定款を変更して発行可能株式総数の定めを設けなければならない。
- イ 発起設立においては、発行可能株式総数を定款で定めている場合であっても、発起人は、株式会社の成立の時までに、その過半数の同意によって、発行可能株式総数についての定款を変更することができる。
- ウ 募集設立において、発行可能株式総数を定款で定めていない場合には、発起人は、株式会社の成立の時までに、その全員の同意によって、定款を変更して発行可能株式総数の定めを設けなければならない。
- エ 募集設立においては、発行可能株式総数を定款で定めている場合であっても、株式会社の成立の時までに、創立総会の決議によって、発行可能株式総数についての定款を変更することができる。
- オ 設立時発行株式の総数は、設立しようとする株式会社が公開会社でない場合を除いて、発行可能株式総数の4分の1を下ることができない。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・エ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・オ
- 5 エ・オ

問題38 特別支配株主の株式売渡請求に関する次の記述のうち、会社法の規定に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 特別支配株主は、株式売渡請求に係る株式を発行している対象会社の他の株主（当該対象会社を除く。）の全員に対し、その有する当該対象会社の株式の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求することができる。
- 2 株式売渡請求をしようとする特別支配株主は、株式売渡請求に係る株式を発行している対象会社に対し、株式売渡請求をする旨および対価として交付する金銭の額や売渡株式を取得する日等の一定の事項について通知し、当該対象会社の株主総会の承認を受けなければならない。
- 3 株式売渡請求をした特別支配株主は、株式売渡請求において定めた取得日に、株式売渡請求に係る株式を発行している対象会社の株主が有する売渡株式の全部を取得する。
- 4 売渡株主は、株式売渡請求が法令に違反する場合であって、売渡株主が不利益を受けるおそれがあるときは、特別支配株主に対し、売渡株式の全部の取得をやめることを請求することができる。
- 5 株式売渡請求において定めた取得日において公開会社の売渡株主であった者は、当該取得日から6か月以内に、訴えをもってのみ当該株式売渡請求に係る売渡株式の全部の取得の無効を主張することができる。

問題39 公開会社における株主総会に関する次の記述のうち、会社法の規定に照らし、誤っているものはどれか。なお、定款に別段の定めはなく、かつ、株主総会の目的である事項の全部または一部について議決権を有しない株主はいないものとする。

- 1 総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主は、取締役に対し、株主総会の目的である事項および招集の理由を示して、株主総会の招集を請求することができる。
- 2 総株主の議決権の100分の1以上の議決権または300個以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主は、取締役に対し、株主総会の日の8週間前までに、一定の事項を株主総会の目的とすることを請求することができる。
- 3 株主は、株主総会において、当該株主総会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令もしくは定款に違反する場合または実質的に同一の議案につき株主総会において総株主の議決権の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りでない。
- 4 総株主の議決権の100分の1以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主は、株主総会に係る招集の手続および決議の方法を調査させるため、当該株主総会に先立ち、取締役に対し、検査役を選任すべきことを請求することができる。
- 5 取締役、会計参与、監査役および執行役は、株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が株主総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより株主の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由があるとして法務省令で定める場合は、この限りでない。

問題40 会計参与に関する次のア～オの記述のうち、会社法の規定に照らし、正しいものの組合せはどれか。

- ア 公開会社である大会社は、会計参与を置いてはならない。
- イ 公開会社ではない大会社は、会計監査人に代えて、会計参与を置くことができる。
- ウ 会計参与は、株主総会の決議によって選任する。
- エ 会計参与は、公認会計士もしくは監査法人または税理士もしくは税理士法人でなければならない。
- オ 会計参与は、すべての取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 1 ア・イ
- 2 ア・エ
- 3 イ・オ
- 4 ウ・エ
- 5 ウ・オ

[問題41～問題43は択一式（多肢選択式）]

問題41 次の文章の空欄「ア」～「エ」に当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

「ア」の争訟は、①当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であつて、かつ、②それが法令の適用により終局的に解決することができるものに限られるとする当審の判例（引用略）に照らし、地方議会議員に対する出席停止の懲罰の取消しを求める訴えが、①②の要件を満たす以上、「ア」の争訟に当たることは明らかであると思われる。

「ア」の争訟については、憲法32条により国民に裁判を受ける権利が保障されており、また、「ア」の争訟について裁判を行うことは、憲法76条1項により司法権に課せられた義務であるから、本来、司法権を行使しないことは許されないはずであり、司法権に対する「イ」制約があるとして司法審査の対象外とするのは、かかる例外を正当化する「ウ」の根拠がある場合に厳格に限定される必要がある。

国会については、国権の最高機関（憲法41条）としての「エ」を憲法が尊重していることは明確であり、憲法自身が議員の資格争訟の裁判権を議院に付与し（憲法55条）、議員が議院で行った演説、討論又は表決についての院外での免責規定を設けている（憲法51条）。しかし、地方議会については、憲法55条や51条のような規定は設けられておらず、憲法は、「エ」の点において、国会と地方議会を同視していないことは明らかである。

（最大判令和2年11月25日民集74巻8号2229頁、宇賀克也裁判官補足意見）

1 法令上	2 一般的	3 公法上	4 地位
5 自律性	6 訴訟法上	7 外在的	8 必然的
9 公益上	10 法律上	11 独立性	12 社会的
13 慣習法上	14 権能	15 私法上	16 公共性
17 偶然的	18 実体法上	19 判例法上	20 憲法上

問題42 次の文章の空欄〔ア〕～〔エ〕に当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（行政機関情報公開法）に基づき、行政機関の長に対して、当該行政機関が保有する〔ア〕の開示が請求された場合、当該行政機関の長は、当該〔ア〕の開示又は不開示の決定（開示決定等）をしなければならない。

開示決定等は、行政手続法上の〔イ〕であるから、同法の定めによれば、当該行政機関の長は、不開示決定（部分開示決定を含む。）をする場合、原則として、開示請求者に対し、同時に、当該決定の〔ウ〕を示さなければならない。

開示決定等に不服がある者は、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができる。審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長は、原則として、〔エ〕に諮問しなければならない（当該行政機関の長が会計検査院長である場合を除く）。〔エ〕は、必要があると認めるときは、諮問をした行政機関の長（諮問庁）に対し、〔ア〕の提示を求めることができ、諮問庁は、これを拒むことができない。この審査請求においては、処分庁は、当初に示された〔ウ〕と異なる〔ウ〕を主張することもできる。

1 届出に対する処分	2 個人情報保護委員会	
3 情報公開・個人情報保護審査会		
4 裁量処分	5 公文書	6 理由
7 行政情報	8 行政不服審査会	9 解釈基準
10 不利益処分	11 申請に対する処分	12 裁量基準
13 国地方係争処理委員会	14 行政文書ファイル	15 審査基準
16 公情報	17 授益的処分	18 処分基準
19 行政文書	20 情報公開委員会	

問題43 次の文章の空欄「ア」～「エ」に当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

国家補償制度は、国家賠償と損失補償によって構成されるが、両者のいずれによっても救済されない問題が存在する。公務員の「ア」の違法行為による被害は、国家賠償法の救済の対象とはならず、他方、憲法29条3項によって求められる損失補償は、「イ」以外の権利利益についての被害には及ばないと考えられるからである。この救済の空白地帯は「国家補償の谷間」と呼ばれている。

「国家補償の谷間」の典型事例は予防接種による副反応被害である。この事例を損失補償により救済するアプローチは、「イ」よりも重要な利益である生命・身体の利益は、当然に憲法29条3項に規定する損失補償の対象となるとする「ウ」解釈によって、救済を図ろうとする。

これに対して、国家賠償による救済のアプローチをとる場合、予防接種の性質上、予診を尽くしたとしても、接種を受けることが適切でない者（禁忌者）を完全に見分けることが困難であり、医師による予診を初めとする公務員の行為は「ア」とされる可能性が残る。この点について、最高裁判所昭和51年9月30日判決は、予防接種により重篤な副反応が発生した場合に、担当医師がこうした結果を予見しえたのに、過誤により予見しなかったものと「エ」することで、実質的に、自らが「ア」であることの立証責任を国側に負わせることで救済を図った。

1 自由裁量	2 合憲限定	3 生存権	4 無過失
5 正当な補償	6 文理	7 証明	8 緊急避難
9 重過失	10 特別の犠牲	11 推定	12 職務外
13 決定	14 事実行為	15 財産権	16 確定
17 反対	18 憲法上の権利	19 償うことのできない損害	20 勿論

[問題44～問題46は記述式]

問題44 開発事業者であるAは、建築基準法に基づき、B市建築主事から建築確認を受けて、マンションの建築工事を行い、工事完成後、Aは当該マンションの建物につき、検査の上、検査済証の交付を受けた。これに対して、当該マンションの隣地に居住するXらは、当該マンションの建築計画は建築基準法令に適合せず、建築確認は違法であり、当該マンションも、そのような建築計画に沿って建てられたものであるから違法であって、当該マンションの建物に火災その他の災害が発生した場合、建物が倒壊、炎上することにより、Xらの身体の安全や家屋に甚大な被害が生ずるおそれがあるとして、建築基準法に基づき違反建築物の是正命令を発出するよう、特定行政庁であるB市長に申し入れた。しかしながら、B市長は、当該建築確認および当該マンションの建物に違法な点はないとして、これを拒否することとし、その旨を通知した。

このようなB市長の対応を受け、Xらは、行政事件訴訟法の定める抗告訴訟を提起することにした。この場合において、①誰を被告として、②前記のような被害を受けるおそれがあることにつき、同法の定める訴訟要件として、当該是正命令がなされないことにより、どのような影響を生ずるおそれがあるものと主張し（同法の条文の表現を踏まえて記すこと。）、③どのような訴訟を起こすことが適切か。40字程度で記述しなさい。

(参照条文)

建築基準法

(違反建築物に対する措置)

第9条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(下書用)

10

15

問題45 Aが所有する甲不動産について、Aの配偶者であるBが、Aから何ら代理権を与えられていないにもかかわらず、Aの代理人と称して甲不動産をCに売却する旨の本件売買契約を締結した後、Bが死亡してAが単独で相続するに至った。CがAに対して、売主として本件売買契約を履行するよう求めた場合に、Aは、これを拒みたいと考えているが、認められるか。民法の規定および判例に照らし、その許否につき理由を付して40字程度で記述しなさい。

(下書用)

問題46 Aは、工場を建設するために、Bから、Bが所有する甲土地（更地）を、賃貸借契約締結の日から賃借期間30年と定めて賃借した。ただし、甲土地の賃借権の登記は、現在に至るまでされていない。ところが、甲土地がBからAに引き渡される前に、甲土地に何らの権利も有しないCが、AおよびBに無断で、甲土地に塀を設置したため、Aは、甲土地に立ち入って工場の建設工事を開始することができなくなった。そこで、Aは、Bに対応を求めたが、Bは何らの対応もしないまま現在に至っている。Aが甲土地に工場の建設工事を開始するために、Aは、Cに対し、どのような請求をすることができるか。民法の規定および判例に照らし、40字程度で記述しなさい。

(下書用)

Aは、Cに対し、

一般知識等 [問題47～問題60は択一式（5肢択一式）]

問題47 ロシア・旧ソ連の外交・軍事に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 1853年にロシアはオスマン朝トルコとウクライナ戦争を起こし、イギリス・フランスがトルコ側に参戦して、ウィーン体制に基づくヨーロッパの平和は崩壊した。
- 2 第一次世界大戦の末期の1917年に、ロシアでいわゆる名誉革命が生じ、革命政権は「平和に関する布告」を出し、社会主義インターナショナルの原則による和平を求めた。
- 3 独ソ不可侵条約・日ソ中立条約を締結してから、ソ連は1939年にポーランドに侵攻して東半分を占領し、さらにフィンランドとバルト三国とスウェーデンも占領した。
- 4 1962年にキューバにソ連のミサイル基地が建設されていることが分かり、アメリカがこれを空爆したため、キューバ戦争が起こった。
- 5 1980年代前半は新冷戦が進行したが、ソ連の最高指導者ゴルバチョフは新思考外交を展開し、1989年の米ソ両首脳のマルタ会談において、東西冷戦の終結が宣言された。

問題48 ヨーロッパの国際組織に関する次のア～オの記述のうち、妥当なものの組合せはどれか。

- ア 1960年にイギリスが中心となって設立されたヨーロッパの経済統合を目指す国際機関を欧州経済共同体（E E C）という。
- イ 国際連合の下部組織としてヨーロッパの一部の国際連合加盟国が参加して形成された国際機関を欧州連合（E U）という。
- ウ ヨーロッパにおける人権保障、民主主義、法の支配の実現を目的とした国際機関を欧州評議会（Council of Europe）という。
- エ ヨーロッパがヨーロッパ外部からの攻撃に対して防衛するためアメリカとヨーロッパ各国が結んだ西欧条約に基づいて設立された集団防衛システムを西欧同盟（W E U）という。
- オ 欧州自由貿易連合（E F T A）加盟国が欧州連合（E U）に加盟せずにヨーロッパの市場に参入することができるよう作られた仕組みを欧州経済領域（E E A）という。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・エ
- 3 イ・エ
- 4 イ・オ
- 5 ウ・オ

問題49 軍備縮小（軍縮）に関する次のア～オの記述のうち、妥当でないものの組合せはどれか。

- ア コスタリカは軍隊を持たないことを憲法に明記し、フィリピンは非核政策を憲法に明記している。
- イ 対人地雷禁止条約*では、対人地雷の使用や開発が全面的に禁止されている。
- ウ 核拡散防止条約（NPT）では、すべての国の核兵器保有が禁止されているが、アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国の5か国は批准していない。
- エ 佐藤栄作は、生物・化学兵器禁止に尽力したことが評価され、2004年にノーベル平和賞を受賞した。
- オ 中距離核戦力（INF）全廃条約は、アメリカとソ連との間に結ばれた条約で、2019年に失効した。

（注） * 対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約

- 1 ア・イ
- 2 ア・オ
- 3 イ・ウ
- 4 ウ・エ
- 5 エ・オ

問題50 郵便局に関する次のア～オの記述のうち、妥当でないものの組合せはどれか。

- ア 郵便局は全国で2万か所以上あり、その数は全国のコンビニエンスストアの店舗数より多い。
- イ 郵便局は郵便葉書などの信書の送達を全国一般で行っているが、一般信書便事業について許可を受けた民間事業者はいない。
- ウ 郵便局では、農産物や地元特産品などの販売を行うことは、認められていない。
- エ 郵便局では、簡易保険のほか、民間他社の保険も取り扱っている。
- オ 郵便局内にあるゆうちょ銀行の現金自動預払機（ＡＴＭ）では、硬貨による預金の預入れ・引出しの際に手数料を徴収している。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・オ
- 3 イ・エ
- 4 イ・オ
- 5 ウ・エ

問題51 次の文章の空欄「ア」～「カ」に当てはまる国名の組合せとして、正しいものはどれか。

「国内総生産（GDP）」は、国の経済規模を表す指標である。GDPは一国内で一定期間に生産された付加価値の合計であり、その国の経済力を表す。それに対し、その国の人々の生活水準を知るためには、GDPの値を人口で割った「1人当たりGDP」が用いられる。

2022年4月段階での国際通貨基金（IMF）の推計資料によれば、世界のなかでGDPの水準が高い上位6か国をあげると、「ア」、「イ」、「ウ」、「エ」、「オ」、「カ」の順となる。ところが、これら6か国を「1人当たりGDP」の高い順に並びかえると、アメリカ、ドイツ、イギリス、日本、中国、インドの順となる。

	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
1	アメリカ	日本	中国	インド	イギリス	ドイツ
2	中国	アメリカ	日本	イギリス	インド	ドイツ
3	アメリカ	中国	日本	ドイツ	インド	イギリス
4	中国	アメリカ	インド	イギリス	ドイツ	日本
5	アメリカ	中国	インド	日本	ドイツ	イギリス

問題52 日本の森林・林業に関する次のア～オの記述のうち、妥当なものの組合せはどれか。

- ア 日本の森林率は中国の森林率より高い。
- イ 日本の森林には、国が所有する国有林と、それ以外の民有林があるが、国有林面積は森林面積全体の半分以上を占めている。
- ウ 日本では、21世紀に入ってから、環境破壊に伴って木材価格の上昇が続き、2020年代に入ってもさらに急上昇している。
- エ 荒廃する森林の保全のための財源確保に向けて、新たに森林環境税が国税として導入されることが決まった。
- オ 日本は木材の多くを輸入に依存しており、木材自給率は年々低下する傾向にある。

- 1 ア・イ
- 2 ア・エ
- 3 イ・オ
- 4 ウ・エ
- 5 ウ・オ

問題53 アメリカ合衆国における平等と差別に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 黒人差別に抗議する公民権運動において中心的な役割を担ったキング牧師は、1963年に20万人以上の支持者による「ワシントン大行進」を指導した。
- 2 2017年に、ヒラリー・クリントンは、女性として初めてアメリカ合衆国大統領に就任した。
- 3 2020年にミネアポリスで黒人男性が警察官によって殺害された後、人種差別に対する抗議運動が各地に広がった。
- 4 人種差別に基づくリンチを連邦法の憎悪犯罪とする反リンチ法が、2022年に成立した。
- 5 2022年に、ケタンジ・ブラウン・ジャクソンは、黒人女性として初めて連邦最高裁判所判事に就任した。

問題54 次の文章の空欄「ア」～「オ」に当てはまる語句の組合せとして、妥当なものはどれか。

地球環境問題を解決するためには、国際的な協力体制が不可欠である。1971年には特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関して、「ア」が採択された。1972年に国連人間環境会議がスウェーデンのストックホルムで開催され、国際的に環境問題に取り組むための「イ」が決定された。しかし、石油危機後の世界経済の落ち込みにより、環境対策より経済政策が各国で優先され、解決に向けた歩みは進まなかった。

それでも、1992年にブラジルのリオデジャネイロで国連環境開発会議（地球サミット）が開催され、「持続可能な開発」をスローガンに掲げたリオ宣言が採択された。同時に、環境保全に向けての行動計画であるアジェンダ21、地球温暖化対策に関する「ウ」や、生物多様性条約なども採択された。その後、1997年の第3回「ウ」締約国会議（COP3）で「エ」が採択され、さらに、2015年の第21回「ウ」締約国会議（COP21）で「オ」が採択されるなど、取組が続けられている。

	ア	イ	ウ	エ	オ
1 国連環境計画		パリ協定	京都議定書	ラムサール条約	気候変動枠組条約
2 国連環境計画		京都議定書	パリ協定	気候変動枠組条約	ラムサール条約
3 ラムサール条約		パリ協定	国連環境計画	京都議定書	気候変動枠組条約
4 ラムサール条約		国連環境計画	気候変動枠組条約	京都議定書	パリ協定
5 京都議定書		気候変動枠組条約	ラムサール条約	国連環境計画	パリ協定

問題55 次の文章の空欄Ⅰ～Ⅴには、それぞれあとのア～コのいずれかの語句が入る。その組合せとして妥当なものはどれか。

人工知能（A I）という言葉は定義が難しく、定まった見解はない。しかしながら、人間が従来担ってきた知的生産作業を代替する機能を有するコンピュータを指していると考えたい。例えば、ⅠやⅡ、翻訳や文章生成、さまざまなゲームのプレイ、各種の予測作業においてA Iが利用されていることはよく知られている。すでに、社会生活のさまざまな場面でA I技術の応用が見られており、Ⅰ技術を用いた例として文字起こしサービスが、Ⅱ技術を用いた例として生体認証がある。

A Iの発展の第一の背景として、コンピュータが予測を行うために利用するⅢが収集できるようになってきたことが挙げられる。第二に、コンピュータの高速処理を可能にする中央処理装置（C P U）の開発がある。第三に、新しいテクノロジーであるⅣの登場がある。従来の学習機能とは異なって、コンピュータ自身が膨大なデータを読み解いて、その中からルールや相関関係などの特徴を発見する技術である。これは人間と同じⅤをコンピュータが行うことに特徴がある。さらに、このⅣが優れているのは、コンピュータ自身が何度もデータを読み解く作業を継続して学習を続け、進化できる点にある。

- | | | |
|-------------|-------------|---------|
| ア 音声認識 | イ 声紋鑑定 | ウ 画像認識 |
| エ DNA鑑定 | オ ビッグデータ | カ デバイス |
| キ ディープラーニング | ク スマートラーニング | ケ 帰納的推論 |
| コ 演繹的推論 | | |

	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
1	ア	ウ	オ	キ	ケ
2	ア	ウ	カ	ク	ケ
3	ア	エ	オ	キ	コ
4	イ	ウ	カ	ク	コ
5	イ	エ	オ	キ	ケ

問題56 情報通信に関する用語を説明した次のア～オの記述のうち、妥当なものの組合せはどれか。

ア 自らに関する情報が利用される際に、ユーザ本人の許可を事前に得ておくシステム上の手続を「オプトイン」という。

イ インターネット上で情報発信したりサービスを提供したりするための基盤を提供する事業者を「プラットフォーム事業者」という。

ウ 情報技術を用いて業務の電子化を進めるために政治体制を専制主義化することを「デジタルトランスフォーメーション」という。

エ テレビ電話を使って離れた話者を繋ぐ情報システムのことを「テレワーク」という。

オ ユーザが自身の好みのウェブページをブラウザに登録することを「ベース・レジストリ」という。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・エ
- 4 ウ・オ
- 5 エ・オ

問題57 個人情報保護制度に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 個人情報保護に関しては、一部の地方公共団体が先行して制度を整備した情報公開とは異なり、国の制度がすべての地方公共団体に先行して整備された。
- 2 個人情報保護委員会は、個人情報保護条例を制定していない地方公共団体に対して、個人情報保護法違反を理由とした是正命令を発出しなければならない。
- 3 個人番号カードは、個人情報保護法に基づいて、各都道府県が交付している。
- 4 個人情報保護委員会は、内閣総理大臣に対して、地方公共団体への指揮監督権限の行使を求める意見を具申することができる。
- 5 個人情報保護委員会は、認定個人情報保護団体に関する事務をつかさどる。

問題58 本文中の空欄[]に入る文章を、あとのア～オを並べ替えて作る場合、その順序として妥当なものはどれか。

教育を他人からあたえられるもの、とかんがえる立場はとりもなおさず情報に使われる立場の原型である。あたえられた教科書を暗記し、先生からあたえられた宿題はする。しかし、指示のなかったことはなにもしない。そとからの入力が無くなったら、うごきをとめてしまう——そうした若ものたちにこそわたしはまず情報を使うことをおぼえてほしいと思う。ほんとうの教育とは、自発性にもとづいてみずからの力で情報を使うことだ。学校だの教師だのというのは、そういう主体的な努力を手つだう補助的な装置だ、とわたしはかんがえている。(中略)

わたしは、学生たちに、どんなことでもよいから、「なぜ」ではじまる具体的な問いを毎日ひとつつくり、それを何日もつづけることを課題としてあたえてみたことがあった。

ずいぶんふしぎな「なぜ」がたくさんあつまった。

なにが必要なのかをはっきりさせること——それが問題発見ということであり、問題意識をもつということなのだ。

(出典 加藤秀俊「取材学」から)

ア じぶんはなにを知りたいのか、なにを知ろうとしているのか、それがわかったときにはじめてどんな情報をじぶんが必要としているのかがはっきりしてくるのだ。

イ やみくもに、いろんな情報と行きあたりばつたりに接触するのではなく、必要な情報だけをじょうずに手にいれるためには、なにをじぶんが必要としているのかを知らねばならぬ。

ウ しかし、そのさまざまな「なぜ」をつぎつぎに提出しながら、この学生たちは問題発見ということへの第一歩をふみ出したのである。

エ みんなで持ちよって読みあわせてみると、珍妙な「なぜ」が続出して大笑いになったりもした。

オ 情報を使うというのは、べつなことばでいえば、必要な情報だけをえらび出す、ということである。

- 1 ア → イ → ウ → オ → エ
- 2 イ → ア → エ → ウ → オ
- 3 イ → エ → ア → オ → ウ
- 4 エ → ウ → ア → イ → オ
- 5 エ → オ → ア → ウ → イ

2022年 問題

問題59 著作権上の関係により未掲載となります。

問題60 著作権上の関係により未掲載となります。

2022年

解答解説

2022年 解答一覧

問題	正解	問題	正解
問題 1	3	問題31	5
問題 2	1	問題32	4
問題 3	5	問題33	2
問題 4	2	問題34	5
問題 5	4	問題35	1
問題 6	4	問題36	5
問題 7	3	問題37	3
問題 8	2	問題38	2
問題 9	4	問題39	4
問題10	5	問題40	4
問題11	1	問題41	ア 10 イ 7 ウ 20 エ 5
問題12	3	問題42	ア 19 イ 11 ウ 6 エ 3
問題13	1	問題43	ア 4 イ 15 ウ 20 エ 11
問題14	2	問題44	記述式問題の正解例は、下記の通り
問題15	2	問題45	
問題16	1	問題46	
問題17	4	問題47	5
問題18	1	問題48	5
問題19	3	問題49	4
問題20	2	問題50	1
問題21	3	問題51	3
問題22	3	問題52	2
問題23	5	問題53	2
問題24	1	問題54	4
問題25	5	問題55	1
問題26	3	問題56	1
問題27	1	問題57	5
問題28	2	問題58	4
問題29	4	問題59	1
問題30	5	問題60	5

記述式問題の正解例

問題44	B市を被告として重大な損害が生じるおそれがあると主張し、是正命令の義務付け訴訟を提起する。(45字)
問題45	無権代理人を相続した本人が無権代理行為の追認を拒絶しても信義に反しないため、認められる。(44字)
問題46	【正解例1】 (Aは、Cに対し、) Bの所有権に基づく妨害排除請求権を代位して、塀の撤去及び損害賠償を請求することができる。(44字)
	【正解例2】 (Aは、Cに対し、) Bの所有権に基づく妨害排除請求権を代位して、塀の撤去を請求することができる。(38字)

※正解率は、資格の大原で実施した採点サービスの結果を掲載しております。

問題 1 正解 3 基礎法学 正解率32.2%

著作権上の理由により省略させていただきます。

問題 2 正解 1 基礎法学 正解率70.8%

- ア× 「法律要件」とは、法律効果を生じさせる原因のことである。この法律要件には、意思表示などの主観的な要素が含まれる。
- イ○ 「法律効果」とは、法律上の権利義務関係の変動（発生、変更または消滅）のことをいう。
- ウ× 「構成要件」とは、刑法の条文上に記載されている、犯罪が成立するための原則的な要件のことである。この構成要件には、故意などの主観的な要素が含まれる。
- エ○ 「立法事実」とは、法律を制定する場合において、当該立法の合理性を根拠付ける社会的、経済的、政治的または科学的事実のことをいう。
- オ○ 「要件事実」とは、法律要件に該当する具体的な事実のことをいう。
- よって、1（ア・ウ）が正解となる。

問題 3 正解 5 憲法 正解率55.1%

- 1× 不退去などを理由に起訴された事例では、名誉侵害の不法行為の違法性を欠くものというべきかの判断基準を想定しているとはいえない。
- 2× Yが雑誌上で、宗教法人X 1の会長X 2に関する事実を批判的に報道したところ、X 1・X 2の名誉を毀損したとして訴訟になった事案では、その対象が公務員の地位における行動である場合といえず、名誉侵害の不法行為の違法性を欠くものというべきかの判断基準を想定しているとはいえない。
- 3× Xが不特定多数への公開を望まない私生活上の事実を描いたため、Xが出版差止めを求めて出訴した事案では、その対象が公務員の地位における行動である場合といえず、名誉侵害の不法行為の違法性を欠くものというべきかの判断基準を想定しているとはいえない。
- 4× 新聞記者Xが、公務員Aから外交交渉に関する国の機密情報を聞き出したところ、機密漏洩をそそのかしたとして起訴された事案では、名誉侵害の不法行為の違法性を欠くものというべきかの判断基準を想定しているとはいえない。
- 5○ 市民Yが、公立小学校教員Xを厳しく批判するビラを配付したところ、XがYに対して損害賠償と謝罪広告を求めて出訴した事案は、その対象が公務員の地位における行動である場合といえ、名誉侵害の不法行為の違法性を欠くものというべきかの判断基準を想定しているといえる。

問題4 正解2 憲法 正解率28.4%

憲法22条1項は、狭義における職業選択の自由のみならず、職業活動の自由も保障しているところ、職業の自由に対する規制措置は事情に応じて各種各様の形をとるため、その同項適合性を一律に論ずることはできず、その適合性は、具体的な規制措置について、規制の目的、必要性、内容、これによって制限される職業の自由の性質、内容及び制限の程度を検討し、これらを比較考量した上で慎重に決定されなければならない。この場合、上記のような検討と考量をするのは、第一次的には立法府の権限と責務であり、裁判所としては、規制の目的が公共の福祉に合致するものと認められる以上、そのための規制措置の具体的内容及び必要性和合理性については、立法府の判断がその合理的裁量の範囲にとどまる限り、立法政策上の問題としてこれを尊重すべきものであるところ、その合理的裁量の範囲については事の性質上おのずから広狭があり得る（最判令和3.3.18）。

- 1 × 憲法22条1項は、狭義における職業選択の自由のみならず、職業活動の自由も保障している（最判令和3.3.18）。よって、職業活動の内容及び態様に関する自由は、「十分尊重に値する」とどまるものではなく、憲法22条1項によって保障される。また、その同項適合性は、具体的な規制措置について、規制の目的、必要性、内容、これによって制限される職業の自由の性質、内容及び制限の程度を検討し、これらを比較考量した上で慎重に決定されなければならない（同判例）。よって、判例は、「後者に対する制約は、公共の福祉のために必要かつ合理的なものであることを要する」とはしていない。
- 2 ○ 本問の事案における、最高裁判所の判決の趣旨として、妥当である（最判令和3.3.18）。
- 3 × 本問の要指導医薬品について薬剤師の対面による販売又は授与を義務付ける各規定は、職業選択の自由そのものに制限を加えるものであるとはいえず、職業活動の内容及び態様に対する規制にとどまるものである（最判令和3.3.18）。よって、本問の規制は、職業選択の自由そのものに対する制限を意味するものではない。
- 4 × 本問の事案に関する規制について、判例（最判令和3.3.18）は、国民の生命および健康に対する危険の防止という消極目的ないし警察目的のための規制措置であるとはしていない。なお、本肢の内容は、薬局距離制限事件（最大判昭和50.4.30）に関するものである。
- 5 × 本問の事案に関する規制について、判例（最判令和3.3.18）は、積極的な社会経済政策の一環として、社会経済の調和的発展を目的に設けられたもの（積極目的）の規制措置であるとはしていない。なお、本肢の内容は、小売市場距離制限事件（最大判昭和47.11.22）に関するものである。

問題5 正解4 憲法 正解率80.4%

- 1 × 判例は、没収の言渡を受けた被告人は、たとえ第三者の所有物に関する場合であっても、被告人に対する附加刑である以上、没収の裁判の違憲を理由として上告をなすことは、当然である。のみならず、被告人としても没収に係る物の占有権を剥奪され、またはこれが使用、収益をなしえない状態におかれ、更には所有権を剥奪された第三者から賠償請求権等

を行使される危険に曝される等、利害関係を有することが明らかであるから、上告によりこれが救済を求めることができるとしている（最大判昭和37. 11. 28）。

- 2 × 判例は、被疑者と弁護人等との接見交通権を刑事訴訟法39条1項が規定しているのは、憲法34条の趣旨にのっとり、身体の拘束を受けている被疑者が弁護人等と相談し、その助言を受けるなど弁護人等から援助を受ける機会を確保する目的で設けられたものであり、その意味で、刑事訴訟法39条1項は、憲法の保障に由来するものであるということができるとしている（最大判平成11. 3. 24）。よって、憲法は接見交通権の機会までも実質的に保障するものとは言えないわけではない。
- 3 × 憲法37条1項の保障する迅速な裁判を受ける権利が侵害された場合、これに対処する具体的規定がなくても、審理を打ち切ることができるかが問題となった事案において、判例は、憲法37条1項により非常救済手段として審理を打ち切ることができるとしている（高田事件 最大判昭和47. 12. 20）。
- 4 ○ 判例は、不利益供述の強要の禁止について、純然たる刑事手続においてばかりではなく、それ以外の手続においても、実質上、刑事責任追及のための資料の取得収集に直接結びつく作用を一般的に有する手続には、ひとしく及ぶものと解するのを相当とするとしている（川崎民商事件 最大判昭和47. 11. 22）。
- 5 × 追徴税と罰金とを併科することは、憲法39条に違反しない（最大判昭和33. 4. 30）。よって、刑罰を科すだけでなく追徴税を併科することは二重処罰にあたらない。

問題6 正解4 憲法 正解率77.5%

- 1 × 内閣が条約を締結するには、事前に、時宜によっては事後に、国会の承認を経ることを必要とする（憲法73条3号）。やむを得ない事情があれば、事前または事後の国会の承認なく条約を締結できるわけではない。
- 2 × 内閣は、憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定することができる（憲法73条6号）。よって、内閣は、国会が閉会中で法律の制定が困難な場合であっても、事後に国会の承認を得ることを条件に、法律にかわる政令を制定することはできない。
- 3 × 参議院の緊急集会は、臨時会と異なり、総議員の4分の1以上の要求があっても、内閣により召集が決定されるわけではない（憲法53条、54条2項）。
- 4 ○ 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があったときは、内閣は、総辞職をしなければならない（憲法70条）。この場合、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行う（憲法71条）。
- 5 × 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基づいて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる（憲法87条1項）。したがって、内閣は、自らの判断で予備費を設け予算を執行することはできない。

問題7 正解3 憲法 正解率85.2%

- 1× 公判廷の状況を一般に報道するための取材活動であっても、その活動が公判廷における審判の秩序を乱し被告人その他訴訟関係人の正当な利益を不当に害するがごときものは、もとより許されないところであるといわなければならない。公判廷における写真の撮影等は、その行われる時、場所等のいかんによっては、前記のような好ましくない結果を生ずる恐れがあるので、刑事訴訟規則215条は写真撮影の許可等を裁判所の裁量に委ね、その許可に従わなければならぬ。これらの行為をすることができないことを明らかにしたのであって、右規則215条は憲法に違反するものではない（最大決昭和33.2.17）。よって、開廷中のカメラ取材を制限することは許される。
- 2× 判例は、裁判所が過料を科する場合、公開の法廷における対審及び判決によって行なわれなければならないものではないとしている（最大判昭和41.12.27）。
- 3○ 判例は、傍聴人と証人との間で遮へい措置が採られ、あるいはビデオリンク方式によることとされ、さらには、ビデオリンク方式によった上で傍聴人と証人との間で遮へい措置が採られても、審理が公開されていることに変わりはないとしている（最判平成17.4.14）。
- 4× 判例は、さまざまな情報等に接し、これを摂取する自由（情報収集の自由）を表現の自由の派生原理として位置付け、その補助としてなされる筆記行為の自由は、憲法21条の規定の精神に照らして尊重されるべきとしたうえで、傍聴人が法廷においてメモを取ることは、尊重に値し、故なく妨げられてはならないとしている（レペタ事件 最大判平成1.3.8）。
- 5× 裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行うことはできない（憲法78条）。よって、裁判官の懲戒の裁判は、裁判所が行い、行政処分の性質を有するとは言えない。また、その裁判手続は公開されない。

問題8 正解2 行政法 正解率24.6%

空欄Aについて

最高裁判所昭和42年5月24日判決の多数意見において、「生活保護法の規定に基づき要保護者又は被保護者が国から生活保護を受けるのは、単なる国の恩恵ないし社会政策の実施に伴う反射的な利益ではなく、法的権利であつて、保護受給権とも称すべきものである」とあることから空欄Aには、アが入る。

空欄Bについて

判例は、労働者等のじん肺に係る労災保険給付を請求する権利及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく認定の申請がされた健康管理手当の受給権について、一身専属性を認めず相続人による訴訟承継を認めている（最判平成29.4.6、最判平成29.12.18）。

よって、空欄Bには、エが入る。

空欄Cについて

判例は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく認定の申請がされた健康管理手当の受給権の一身専属性について、国家補償的性質を有することが、一身専属性が認められない根拠の一つになると示している（最判平成29. 12. 18）。

よって、空欄□には、カが入る。

よって、2（A:ア B:エ C:カ）が正解となる。

問題9 正解4 行政法 正解率81.3%

ア× 行政手続法は、行政契約につき定義規定を置いていない。

イ× 地方自治法には契約の締結に関して特別な手続が置かれている（地方自治法234条）。

ウ○ 最判平成11. 1. 21

エ× 公害防止協定など、地方公共団体が締結する規制行政にかかる契約について、判例は、法的拘束力を否定できないとしている（最判平成21. 7. 10）。

オ○ 最判昭和62. 5. 19

よって、4（ウ・オ）が正解となる。

問題10 正解5 行政法 正解率55.9%

1× 警察官職務執行法に所持品検査についての規定は置かれていない。

2× 判例は、自動車検問について「警察官が、交通取締の一環として交通違反の多発する地域等の適当な場所において、交通違反の予防、検挙のための自動車検問を実施し、同所を通過する自動車に対して走行の外観上の不審な点の有無にかかわらず短時分の停止を求めて、運転者などに対し必要な事項についての質問などを行うことは、それが相手方の任意の協力を求める形で行われ、自動車の利用者の自由を不当に制約することにならない方法、態様で行われる限り、適法なものと解すべきである」としており、検問の対象を走行の外観上不審な車両に限定していない（最決昭和55. 9. 22）。

3× 行政手続法にこのような規定はない。

4× 判例は、「質問又は検査の権限の行使に当たって、取得収集される証拠資料が後に犯則事件の証拠として利用されることが想定できたとしても、そのことによって直ちに、上記質問又は検査の権限が犯則事件の調査あるいは捜査のための手段として行使されたことにはならないというべきである」としており、質問検査において取得した資料をその後に犯則事件の証拠として利用することが認められる場合もある（最決平成16. 1. 20）。

5○ 行政調査に応じなかった者に刑罰を科す場合、調査自体の根拠規定とは別に、刑罰を科すことにつき法律に明文の根拠規定を要する。

問題11 正解1 行政法 正解率90.7%

- 1 ○ 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない（行政手続法6条）。
- 2 × 行政庁は、法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない（行政手続法7条）。よって、法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請について、申請を拒否することができる。
- 3 × 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない（行政手続法8条1項）。よって、理由の提示については法的義務であり、努力義務ではない。
- 4 × このような規定はない。
- 5 × 行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該法令において許認可等の要件とされているものを行う場合には、当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない（行政手続法10条）。よって、申請者以外の者の意見を聴く機会を設けることは努力義務であり、法的義務ではない。また、申請者本人の意見を聴く機会を設けることは要しない。

問題12 正解3 行政法 正解率70.8%

- 1 × 申請拒否処分は不利益処分に該当しない（行政手続法2条四号ロ）。また、不利益処分を行うにあたって申請者に対して意見陳述の機会を与えなければならないという規定はない。
- 2 × このような規定はない。
- 3 ○ 弁明の機会の付与は、処分を行うため意見陳述を要する場合で、聴聞によるべきものとして法が列挙している場合のいずれにも該当しないときに行われ（行政手続法13条1項二号）、弁明は、行政庁が口頭であることを認めたときを除き、弁明書の提出により行われる（行政手続法29条1項）。
- 4 × 聴聞の規定に基づく処分又はその不作為については、審査請求をすることが「できない」（行政手続法27条）。
- 5 × 聴聞を主宰することができない者について、法はその定めを政令に委任していない（行政手続法19条2項）。なお、聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰するというのは正しい（行政手続法19条1項）。

問題13 正解1 行政法 正解率72.0%

- 1○ 届出とは、行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、法令により直接に当該通知が義務付けられているものをいう（行政手続法2条七号）。
- 2× 肢1の解説参照。届出について、「事前になされるものに限る」という限定は付されていない。
- 3× 肢1の解説参照。届出について、「自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを除く」という限定は付されていない。
- 4× 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする（行政手続法37条）。よって、法令に定められた届出書の記載事項に不備がある場合は、届出をすべき手続上の義務が履行されたものとはされない。
- 5× 肢4の解説参照。届出書に法令上必要とされる書類が添付されていない場合、届出をすべき手続上の義務自体は履行されたものとはされない。

問題14 正解2 行政法 正解率80.1%

- 1× 行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合において、法律に再調査の請求をすることができる旨の定めがあるときは、当該処分に不服がある者は、処分庁に対して再調査の請求をすることができる（行政不服審査法5条1項）。再調査の請求は法律に定めがある場合に認められるものであり、行政不服審査法に再調査の請求が認められない例外が置かれているわけではない。
- 2○ 審理員は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書を作成し、速やかに、これを事件記録とともに、審査庁に提出しなければならない（行政不服審査法42条）。
- 3× 行政不服審査法にこのような規定はない。
- 4× 行政不服審査法にこのような規定はない。
- 5× 地方公共団体は、執行機関の附属機関として審査庁から諮問を受けるべき機関（行政不服審査機関）を置くこととされている（行政不服審査法81条1項、2項）。よって、地方公共団体の機関がする処分についての審査請求がされた行政庁は、総務省に置かれた行政不服審査会に諮問をすることはできない。

問題15 正解2 行政法 正解率82.2%

- 1× 審理員は、審査庁に所属する職員のうちから指名される（行政不服審査法9条1項）。
- 2○ 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所

持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、審理員は、その提出された物件を留め置くことができる（行政不服審査法33条）。

- 3 × 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる（行政不服審査法35条1項）。よって、審理員は職権でも検証をすることができる。
- 4 × 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができる（行政不服審査法36条）。よって、審理員は職権でも審理関係人に質問をすることができる。
- 5 × 審理員は、必要があると認める場合には、数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離することができる（行政不服審査法39条）。よって、審理員は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離することもできる。

問題16 正解1 行政法 正解率72.5%

- 1 × 行政庁は、審査請求をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない（行政不服審査法82条1項）。よって、審査請求をすることができる処分を口頭でする場合、書面で教示をする必要はない。
- 2 ○ 処分庁が審査請求をすることができる処分をなす場合において、処分の相手方に対し、当該処分の執行停止の申立てをすることができる旨を教示する必要はない。
- 3 ○ 処分庁は、利害関係人から、当該処分が審査請求をすることができる処分であるかどうかにつき書面による教示を求められたときは、書面で教示をしなければならない（行政不服審査法82条2項、3項）。
- 4 ○ 処分をなすに際し、処分庁が行政不服審査法において必要とされる教示をしなかった場合、当該処分に不服がある者は、当該処分庁に不服申立書を提出することができる（行政不服審査法83条1項）。
- 5 ○ 審査庁は、再審査請求をすることができる裁決をなす場合には、裁決書に、再審査請求をすることができる旨並びに再審査請求をすべき行政庁および再審査請求期間を記載してこれを教示しなければならない（行政不服審査法50条3項）。

問題17 正解4 行政法 正解率37.7%

- 1 × 抗告訴訟として適法に提起できる訴訟は、行政事件訴訟法に列挙されているものに限られない（無名抗告訴訟）。
- 2 × 不作為の違法確認の訴えは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内に何らかの処分又は裁決をすべきであるにかかわらず、これをしないことについての違法の確認を求める訴訟であり（行政事件訴訟法3条5項）、請求を認容する判決が確定した場合でも当該訴え

に係る申請を審査する行政庁は、当該申請により求められた処分をしなければならないわけではない。

- 3 × 不作為の違法確認の訴えは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内に何らかの処分又は裁決をすべきであるにかかわらず、これをしないことについての違法の確認を求める訴訟であり（行政事件訴訟法3条5項）、申請が法令に基づくものであることを要する。
- 4 ○ 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為については、民事保全法に規定する仮処分をすることができないが（行政事件訴訟法44条）、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に該当しない行為ならば、民事保全法に規定する仮処分をする余地がある。
- 5 × 当事者訴訟について、具体的な出訴期間が行政事件訴訟法において定められていない。

問題18 正解1 行政法 正解率73.7%

- 1 × 都市計画法に基づいて、公共施設の管理者である行政機関等が行う開発行為への同意は、これが不同意であった場合でも、それ自体開発行為を禁止又は制限する効果を持つとはいえないから、抗告訴訟の対象となる行政処分に該当しない（最判平成7.3.23）。
- 2 ○ 最判昭和57.4.22
- 3 ○ 最大判平成20.9.10
- 4 ○ 最判平成18.7.14
- 5 ○ 最判平成21.11.26

問題19 正解3 行政法 正解率64.0%

- 1 × 無効確認訴訟において、処分に無効原因となる瑕疵が存在しない場合、当該訴えは「棄却」される。
- 2 × 無効確認訴訟には、取消訴訟の原告適格を定める規定が準用されていないという点は正しい（行政事件訴訟法38条1項～3項参照）。しかし、無効確認訴訟は、当該処分又は裁決に続く処分により損害を受けるおそれのある者その他当該処分又は裁決の無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者で、当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができないものに限り、提起することができる（行政事件訴訟法36条）。よって、無効確認訴訟には、原告適格に関する制約がある。
- 3 ○ 無効確認訴訟には審査請求前置主義の規定が準用されないため、直ちに無効確認訴訟を提起することが許される（行政事件訴訟法38条、8条）。
- 4 × 無効確認訴訟には取消訴訟の執行停止の規定が準用されている（行政事件訴訟法38条、25条2項）。よって、無効確認訴訟においては、処分の執行停止を申し立てることができる。
- 5 × 無効確認訴訟は、当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができないものに限り、提起することができる（行政事件訴訟法36条）。よって、無効確認訴訟は、当該処分若しくは裁決の存否又はその

効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができる場合には、提起することができない。

問題20 正解2 行政法 正解率89.8%

- 1× 検察官が控訴を提起したものの、裁判で無罪が確定した場合であっても、当該公訴提起は、国家賠償法1条1項の適用上、当然に違法の評価を受けるものではない（最判昭和53.10.20）。
- 2○ 指定確認検査機関による建築確認事務は、当該確認に係る建築物について確認権限を有する建築主事が置かれた地方公共団体の事務であるから、当該地方公共団体が、当該事務について国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負う（最決平成17.6.24）。
- 3× 公立学校における教職員の教育活動は、国家賠償法1条1項にいう「公権力の行使」にあたる（最判昭和62.2.6）。
- 4× 税務署長のする所得税の更正は、所得金額を過大に認定していたとしても、そのことから直ちに1条1項にいう違法があったとの評価を受けるものではなく、税務署長が資料を収集し、これに基づき課税要件事実を認定、判断する上において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と更正をしたと認め得るような事情がある場合に限り、違法となる（最判平成5.3.11）。
- 5× 警察官が交通法規に違反して逃走する車両をパトカーで追跡する職務執行中に、逃走車両の走行によって第三者が負傷した場合、当該追跡行為は、追跡が職務目的を遂行する上で必要であるとき、又は追跡の方法等が不相当であるときは違法となる（最判昭和61.2.27）。よって、本肢の場合、当然に違法の評価を受けるわけではない。

問題21 正解3 行政法 正解率64.4%

- ア× 道路の設置または管理につき、本肢の瑕疵があったと判断するにあたっては、当該第三者の被害について、道路管理者において回避可能性があったことは積極的要件になるものではない（最判平成7.7.7）。
- イ○ 営造物の供用が第三者に対する関係において違法な権利侵害ないし法益侵害となり、当該営造物の設置・管理者が賠償義務を負うかどうかを判断するにあたっては、侵害行為の開始とその後の継続の経過および状況、その間にとられた被害の防止に関する措置の有無およびその内容、効果等の事情も含めた諸要素を考慮し、これらを総合的に考察して決すべきである（最大判昭和56.12.16）。
- ウ○ 道路等の施設の周辺住民からその供用の差止めが求められた場合に差止請求を認容すべき違法性があるかどうかを判断するにあたって考慮すべき要素は、周辺住民から損害の賠償が求められた場合に賠償請求を認容すべき違法性があるかどうかを判断するにあたって考慮すべき要素とほぼ共通する。しかし、双方の場合の違法性の有無の判断に差異が生ずることがあっても不合理とはいえない（最判平成7.7.7）。
- エ× 国家賠償法2条1項の営造物の設置又は管理の瑕疵には、その営造物が供用目的に沿って

利用されることとの関連において利用者以外の第三者に対して危害を生ぜしめる危険性がある場合を含むものと解される。この法理は、国営空港の設置管理の瑕疵にも適用される（最大判昭和56. 12. 16）。

よって、3（イ・ウ）が正解となる。

問題22 正解3 行政法 正解率79.7%

- 1 × 本肢の条例に基づく過料は、地方自治法の定めにより、普通地方公共団体の長が行政処分として科する（地方自治法14条3項、149条三号）。
- 2 × 条例の効力は、原則として属地的に生ずるものである（最大判昭和29. 11. 24）。よって、A市の住民以外の者についても、本問の条例に基づき処罰することができる。
- 3 ○ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる（地方自治法14条2項）。よって、条例で定める過料の上限は、地方自治法によって制限されている。
- 4 × 普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる（地方自治法15条2項）。よって、長の定める規則では、過料を定めることしか認められておらず、罰金を定めることができない。
- 5 × このような規定はない。

問題23 正解5 行政法 正解率67.8%

- 1 × 普通地方公共団体の住民が、住民訴訟を提起した後、事実審の口頭弁論終結時までに当該普通地方公共団体から転出した場合には、右訴えは、当事者適格を欠く者の訴えとして不適法となる（大阪高判昭和59. 1. 25）。よって、住民訴訟の提起後に、他の普通地方公共団体に転出した場合、当該訴訟は不適法となる。
- 2 × 住民訴訟を提起することができるのは、普通地方公共団体の住民である（地方自治法242条の2第1項）。また、地方自治法上、住民訴訟を提起できる者を、対象となる財務会計行為が行われた時点において当該普通地方公共団体の住民である者に限定する規定はない。よって、違法な財務会計上の行為が行われた時点で当該普通地方公共団体の住民でなかった者でも、住民訴訟を提起する時点で住民であれば、住民訴訟を提起することができる。
- 3 × 住民訴訟を提起することができるのは、普通地方公共団体の住民で、住民監査請求を行った者である（地方自治法242条の2第1項）。よって、その者以外の住民が既に提起した住民監査請求の監査結果が出ている場合であっても、自ら別個に住民監査請求を行わなければ、住民訴訟を提起することができない。
- 4 × 住民監査請求をすることができるのは、普通地方公共団体の住民である（地方自治法242条1項）。よって、財務会計行為と法律上の利害関係がある者であっても、当該普通地方公共団

体の住民でなければ、住民監査請求をすることができない。

- 5〇 違法に公金の賦課や徴収を怠る事実に関し、住民が住民監査請求をした場合において、それに対する監査委員の監査の結果または勧告に不服があるときは、当該住民は、地方自治法に定められた出訴期間内（監査の結果又は当該勧告の内容の通知があった日から30日以内）に住民訴訟を提起することができる（地方自治法242条の2第2項一号）。

問題24 正解1 行政法 正解率39.8%

- 1〇 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる（地方自治法252条の17の2第1項）。
- 2× 「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう（地方自治法2条8項）。よって、都道府県の実務の根拠となる法律が、当該事務について都道府県の自治事務とする旨を定めているときに限り、当該事務が自治事務となるわけではない。
- 3× このような規定はない。
- 4× 普通地方公共団体は、その事務の処理に関し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない（地方自治法245条の2）。よって、法定受託事務についても、法令の規定によらなければ、国の関与を受けることはない。
- 5× このような規定はない。

問題25 正解5 行政法 正解率94.4%

アには「内閣府」が入る。
イには「委員会」が入る。
ウには「法律」が入る。
エには「分担管理」が入る。
オには「内閣総理大臣」が入る。
よって、5が正解となる。

問題26 正解3 行政法 正解率90.7%

- 1× 事務監査請求をすることができるのは、普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者である（地方自治法75条1項）。よって、日本国籍を有しない住民は、普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有しないため、事務監査請求をすることができない。
- 2× 住民監査請求をすることができるのは、普通地方公共団体の住民であり（地方自治法242条1項）、国籍による制限は定められていない。よって、日本国籍を有しない住民であっても、

住民監査請求をすることができる。

- 3○ 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない（地方自治法244条3項）。この不当な差別的取扱いの禁止については、国籍による制限は定められていない。よって、日本国籍を有しない住民であっても、不当な差別的取扱いをしてはならない。
- 4× 日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有するものは、別に法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する（地方自治法18条）。また、憲法93条2項は、わが国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長・その議会の議員等の選挙の権利を保障したものということとはできない（最判平成7.2.28）。よって、日本国籍を有しない住民は、一定の期間、同一地方公共団体の区域内に居住していても、当該地方公共団体の長や議会の議員の選挙権を有しない。
- 5× 市町村は、住民基本台帳を備え、その住民につき、住民基本台帳法の規定により記載をすべきものとされる事項を記録するものとする（住民基本台帳法5条）。この住民基本台帳の記載対象となる住民については、国籍による制限は定められていない。よって、日本国籍を有しない住民であっても、住民基本台帳法に基づく住民登録をすることができる。

問題 27 正解 1 民法 正解率 66.1%

- 1× 相手方と通じてした虚偽の意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない（民法94条2項）。ここでいう「第三者」の意義について、判例は、虚偽の意思表示の当事者又はその一般承継人以外の者であって、その表示の目的につき法律上利害関係を有するに至った者をいうとしている（最判昭和45.7.24）。土地の仮装譲渡後の地上建物の賃借人は、民法94条2項の第三者に該当しない（最判昭和57.6.8）。よって、Aは、土地の仮装譲渡後の地上建物の賃借人であるCが虚偽表示について善意であっても、虚偽表示の無効を対抗できる。
- 2○ 相手方と通じてした虚偽の意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない（民法94条2項）。しかし、第三者が悪意であっても、転得者が善意であれば、その転得者は保護される（最判昭和45.7.24）。よって、Aは、虚偽表示の無効を、善意の転得者Dに対抗できない。
- 3○ 仮装譲渡後の目的物の抵当権者は、民法94条2項の第三者に該当する（大判大正4.12.17）。よって、Aは、虚偽表示の無効を、仮装譲渡後の土地について抵当権の設定を受けた善意のCに対抗できない。
- 4○ 仮装譲渡した相手方の差押債権者は、民法94条2項の第三者に該当する（最判昭和48.6.28）。よって、Aは、虚偽表示の無効を、仮装譲渡後の土地について差押えを行った善意のCに対抗できない。
- 5○ 相手方と通じてした虚偽の意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない（民法94条2項）。よって、Aは、虚偽表示の無効を、善意のDに対抗できない。

問題28 正解2 民法 正解率56.8%

- 1○ 即時取得の成立要件について、平穩・公然・善意は、民法186条1項（占有者は、所有の意思をもって、善意で、平穩に、かつ、公然と占有をするものと推定する）により推定される。さらに判例は、民法188条（占有者が占有物について行使する権利は、適法に有するものと推定する）を根拠に、無過失も推定されるとしている（最判昭和41.6.9）。
- 2× 所有権の取得時効の成否が問われる場合、占有者の所有の意思は、民法186条1項により推定されるので、取得時効の成立を否定する者が、他主占有であることの立証責任を負う（最判昭和54.7.31）。所有の意思を否定するには、次のいずれかを証明する必要がある（最判昭和58.3.24）。①占有者が所有の意思のない占有権原に基づき占有を取得したこと（他主占有権原）、②外形的客観的にみて占有者が他人の所有権を排斥して占有する意思を有していなかったこと（他主占有事情）。よって、他主占有事情が証明されれば、他主占有権原が証明されなくても、所有の意思が否定される。
- 3○ 善意の占有者は、占有物から生ずる果実を取得する（民法189条1項）。そして、善意の占有者が本権の訴えにおいて敗訴したときは、その訴えの提起の時から悪意の占有者とみなす（民法189条2項）。悪意の占有者は、果実を返還し、かつ、既に消費し、過失によって損傷し、又は収取を怠った果実の代価を償還する義務を負う（民法190条1項）。よって、善意の占有者であるCは、丙土地の所有者Aから本権の訴えがないときは、丙土地を耕作することによって得た収穫物を取得することができる。
- 4○ 占有者は、占有の訴え（占有保持の訴え、占有保全の訴え、占有回収の訴え）を提起することができる。他人のために占有をする者も、同様とする（民法197条）。占有者がその占有を奪われたときは、占有回収の訴えにより、その物の返還及び損害の賠償を請求することができる（民法200条1項）。ここでの他人のために占有をする者とは、賃借人、質権者、保管者等である。よって、Aの動産丁を保管していたBは、占有回収の訴えにより、Cに対して動産丁の返還を請求することができる。
- 5○ 代理人によって占有をする場合において、本人がその代理人に対して以後第三者のためにその物を占有することを命じ、その第三者がこれを承諾したときは、その第三者は、占有権を取得する（民法184条）。

問題29 正解4 民法 正解率60.2%

- 1○ 元本確定期日の定めがない場合、根抵当権設定者は、根抵当権の設定の時から3年を経過したときは、担保すべき元本の確定を請求することができ、根抵当権者は、いつでも、担保すべき元本の確定を請求することができる（民法398条の19）。
- 2○ 元本の確定前においては、根抵当権の担保すべき債権の範囲の変更をすることができる。この場合、後順位の抵当権者その他の第三者の承諾を得ることを要しないが、債権の範囲の変更について元本の確定前に登記をしなかったときは、その変更をしなかったものとみなす（民法398条の4）。

- 3○ 元本の確定後においては、根抵当権設定者は、その根抵当権の極度額を、現に存する債務の額と以後2年間に生ずべき利息その他の定期金及び債務の不履行による損害賠償の額とを加えた額に減額することを請求することができる（民法398条の21第1項）。
- 4× 根抵当権者は、確定した元本並びに利息その他の定期金及び債務の不履行によって生じた損害の賠償の全部について、極度額を限度として、その根抵当権を行使することができる（民法398条の3第1項）。根抵当権の優先弁済の範囲は、極度額までである。よって、極度額を超えて優先弁済を受けることはできない。
- 5○ 元本の確定前に根抵当権者から債権を取得した者は、その債権について根抵当権を行使することができない。元本の確定前に債務者のために又は債務者に代わって弁済をした者も、同様とする（民法398条の7第1項）。元本確定前の根抵当権には、随伴性がない。よって、Bが元本確定前の根抵当権の被担保債権の一部をDに譲渡した場合でも、Dは、当該譲渡された債権について根抵当権を行使することはできない。

問題30 正解5 民法 正解率51.1%

- 1× 債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した後に履行の請求を受けた時又はその期限の到来したことを知った時のいずれか早い時から遅滞の責任を負う（民法412条2項）。「Cが亡くなった後に引き渡す」というのは、不確定期限付きの債務である。よって、Cの死亡後にBから履行の請求があった場合、（Aが実際にCの死亡を知らなくても）その時から遅滞の責任を負う。
- 2× 契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であったことは、民法415条の規定によりその履行の不能によって生じた損害の賠償を請求することを妨げない（民法412条の2第2項）。原始的不能な契約でも有効であることを前提に、債務者に対する損害賠償請求を認める（この場合、債務者の責めに帰すべき事由が必要である）。よって、AはBに履行不能によって生じた損害を賠償する責任を負う場合がある。
- 3× 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない（民法415条1項）。債務不履行が、債務者の責めに帰することができない事由に基づくものであるかどうかは、「その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして」判断される。履行補助者Dの過失で動産甲が滅失し引渡しができないときであっても、Aの責めに帰すべき事由は「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして」判断される。よって、Aに当然に債務不履行責任が認められるとは言えない。
- 4× 当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる（民法536条1項）。よって、Bは、Aからの代金支払請求を拒むことができる。
- 5○ 売主が契約の内容に適合する目的物をもって、その引渡しの債務の履行を提供したにもかかわらず、買主がその履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、

その履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその目的物が滅失し、又は損傷したときは、買主は、その滅失又は損傷を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。この場合において、買主は、代金の支払を拒むことができない（民法567条2項）。

問題31 正解5 民法 正解率80.9%

- 1 × 債権者は、債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したときは、催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる（民法542条1項二号）。
- 2 × 債権者は、債務の全部の履行が不能であるときは、催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる（民法542条1項一号）。履行不能による解除にあたり、債務者の帰責事由は不要である。よって、特定物の売買契約において、契約締結後に目的物が不可抗力によって滅失した場合（履行不能）、買主は、履行不能を理由として契約を解除することができる。
- 3 × 賃貸借は、当事者相互の信頼関係を基礎とする継続的契約であるから、賃貸借の継続中に、当事者の一方に、その義務に違反し信頼関係を裏切って、賃貸借関係の継続を著しく困難とさせるような不信行為があった場合、相手方は、催告なしで賃貸借契約を解除することができる（最判昭和27.4.25）。
- 4 × 売買契約が解除された場合に、目的物の引渡しを受けていた買主は、原状回復義務の内容として、目的物の返還に加えて、解除までの間、目的物を使用したことによる利益を売主に返還すべき義務を負うものである。これは、他人の権利の売買契約において、売主が目的物の所有権を取得して買主に移転することができず、契約が解除された場合についても同様であると解すべきである（最判昭和51.2.13）。
- 5 ○ 当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない（民法541条）。

問題32 正解4 民法 正解率83.9%

- 1 ○ 不動産の譲渡人が賃貸人であるときは、その賃貸人たる地位は、賃借人の承諾を要しないで、譲渡人と譲受人との合意により、譲受人に移転させることができる（民法605条の3）。
- 2 ○ 賃貸人たる地位の移転は、賃貸物である不動産について所有権の移転の登記をしなければ、賃借人に対抗することができない（民法605条の2第3項）。
- 3 ○ 不動産の譲渡人及び譲受人が、賃貸人たる地位を譲渡人に留保する旨及びその不動産を譲受人が譲渡人に賃貸する旨の合意をしたときは、賃貸人たる地位は、譲受人に移転しない（民法605条の2第2項）。
- 4 × 賃借人は、賃貸人の承諾を得なければ、その賃借権を譲り渡し、又は賃借物を転貸するこ

とができない（民法612条1項）。よって、BはCの承諾を得なければ、甲建物の賃借権を譲り渡すことも、甲建物を転貸することもできない。

- 5〇 賃貸人たる地位が譲受人又はその承継人に移転したときは、民法608条の規定による費用の償還に係る債務（必要費及び有益費償還債務）、民法622条の2第1項の規定による同項に規定する敷金の返還に係る債務（敷金返還債務）は、譲受人又はその承継人が承継する（民法605条の2第4項）。

問題33 正解2 民法 正解率40.7%

- 1〇 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による（民法404条1項）。利息付金銭消費貸借の場合、利息の利率は借主が金銭を受け取った日の法定利率による。
- 2× 法定利率は、年3%とし、3年毎に利率を見直す変動制である（民法404条2項、3項）。利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その「利息が生じた最初の時点における法定利率」による（民法404条1項）。よって、その後に法定利率が変動した場合でも、適用される法定利率は変動しない。
- 3〇 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額（遅延損害金）は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による（民法419条1項）。法定利率以下の約定利率が定められている場合は、法定利率によって定める。よって、利息の約定利率が法定利率より低かったときは、遅延損害の額は法定利率によって定める。
- 4〇 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定める（民法419条1項）。そして、不法行為に基づく損害賠償債務は、損害の発生と同時に履行遅滞となる（最判昭和37.9.4）。よって、不法行為に基づく損害賠償において、遅延損害金は、原則として不法行為時の法定利率によって定める。
- 5〇 将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合において、その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するときは、その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率により、これをする（民法417条の2第1項）。

問題34 正解5 民法 正解率27.1%

- 1× 未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったときは、その行為について賠償の責任を負わない（民法712条）。自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を、責任能力という。この責任能力は、道徳上の是非善悪を判断できる能力以上で、加害行為によって法律上の責任が生じることを理解できる能力をいう（大判大正6.4.30）。よって、未成年者が他人に損害を加えた場合、道徳上の是非善悪を判断できる能力があるだけでは、損害賠償の責任を負わない。

- 2 × 精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない。ただし、故意又は過失によって一時的にその状態を招いたときは、この限りでない（民法713条）。
- 3 × 他人の不法行為に対し、自己又は第三者の権利又は法律上保護される利益を防衛するため、やむを得ず加害行為をした者は、損害賠償の責任を負わない（正当防衛 民法720条1項）。野生の熊が襲ってくることは「他人の不法行為」ではないので、自己の身を守るために他人の宅地に飛び込み板塀を壊した場合、正当防衛は成立しない。
- 4 × 他人の物から生じた急迫の危難を避けるためその物を損傷した場合、損害賠償の責任を負わない（緊急避難 民法720条2項）。緊急避難は、「他人の物」から生じた急迫の危難を避けるため「その物を損傷」した場合に成立する。よって、暴漢（他人の不法行為）から自己の身を守るために他人の家の窓を割って逃げ込んだ場合、正当防衛行為は第三者に対しても成立するので、緊急避難ではなく正当防衛が成立する。
- 5 ○ 他人の不法行為に対し、自己又は第三者の権利又は法律上保護される利益を防衛するため、やむを得ず加害行為をした者は、損害賠償の責任を負わない。ただし、被害者から不法行為をした者に対する損害賠償の請求を妨げない（民法720条1項）。よって、窓を壊された被害者は、窓を割った者に対しては正当防衛が成立するため、損害賠償を請求できないが、暴漢（不法行為をした者）に対しては損害賠償を請求できる。

問題35 正解1 民法 正解率61.0%

- 1 ○ 系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が承継する（民法897条1項）。
- 2 × 不法行為による慰謝料請求権は、被害者が生前に請求の意思を表明しなくても、相続の対象となる（最大判昭和42.11.1）。
- 3 × 共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となる（最大決平成28.12.19）。
- 4 × 遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人は、その全員の同意により、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができる（民法906条の2第1項）。よって、遺産分割前に共同相続人の1人が、相続財産に属する財産を処分したとしても、共同相続人は、その全員の同意により、当該財産を遺産分割の対象に含め、遺産分割をすることができる（処分した財産について、別途訴訟等により回復する必要はない）。
- 5 × 共同相続人は、被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の全部又は一部の分割をすることができる（民法907条1項）。よって、相続の開始後3か月を経過していなくても、原則として、遺産分割協議をすることができる。

問題36 正解5 商法 正解率27.2%

- 1× 営業譲渡とともに商号を譲渡する場合には、商号の登記がなくても、営業譲渡は効力を生ずる。なお、商号の譲渡は、登記をしなければ、第三者に対抗することができない（商法15条2項）。
- 2× 営業を譲り受けた譲受人（商人）が譲渡人（商人）の商号を引き続き使用する場合には、その譲受人も、譲渡人の営業によって生じた債務を弁済する責任を負う（商法17条1項）。ただし、営業を譲渡した後、遅滞なく、譲受人及び譲渡人から第三者に対しその旨の通知をした場合において、その通知を受けた第三者については弁済する責任を負わない（商法17条2項）。
- 3× 営業を譲り受けた譲受人（商人）が譲渡人（商人）の商号を引き続き使用する場合には、譲渡人の営業によって生じた債権について、その譲受人にした弁済は、弁済者が善意でかつ重大な過失がないときは、その効力を有する（商法17条4項）。よって、過失の有無を問わないわけではない。
- 4× 譲受人（商人）が譲渡人（商人）の商号を引き続き使用しない場合においても、譲渡人の営業によって生じた債務を引き受ける旨の広告をしたときは、譲渡人の債権者は、その譲受人に対して弁済の請求をすることができる（商法18条1項）。この場合に譲受人が責任を負っても譲渡人が債務を免れるわけではない。
- 5○ 譲渡人及び譲受人（いずれも商人）が、譲受人に承継されない債務の債権者（残存債権者）を害することを知って営業を譲渡した場合には、残存債権者は、その譲受人に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる（商法18条の2第1項）。

問題37 正解3 会社法 正解率55.3%

- ア○ 発起設立において、発起人は、発行可能株式総数を定款で定めていない場合には、株式会社の成立の時までに、その全員の同意によって、定款を変更して発行可能株式総数の定めを設けなければならない（会社法37条1項）。
- イ× 発起設立において、発起人は、発行可能株式総数を定款で定めている場合には、株式会社の成立の時までに、その全員の同意によって、発行可能株式総数についての定款の変更をすることができる（会社法37条2項）。
- ウ× 発行可能株式総数を定款で定めていないときは、株式会社の成立の時までに、創立総会の決議によって、定款を変更して発行可能株式総数の定めを設けなければならない（会社法98条）。
- エ○ 募集設立において、発行可能株式総数を定款で定めている場合であっても、創立総会においては、その決議によって、定款の変更をすることができる（会社法96条）。
- オ○ 設立しようとする株式会社が公開会社でない場合を除き、設立時発行株式の総数は、発行可能株式総数の4分の1を下ることができない（会社法37条3項）。

よって、3（イ・ウ）が正解となる。

問題38 正解2 会社法 正解率20.9%

- 1 ○ 株式会社の特別支配株主は、当該株式会社の株主（当該株式会社及び当該特別支配株主を除く。）の全員に対し、その有する当該株式会社の株式の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求することができる（会社法179条1項）。
- 2 × 特別支配株主は、株式売渡請求をしようとするときは、対象会社に対し、その旨及び対価として交付する金銭の額や売渡株式を取得する日等の一定の事項を通知し、その承認を受けなければならない（会社法179条の3第1項）。取締役会設置会社がこの承認をするか否かの決定をするには、取締役会の決議によらなければならない（会社法179条の3第3項）。よって、株主総会の承認とはいえない。
- 3 ○ 株式等売渡請求をした特別支配株主は、取得日に、売渡株式等の全部を取得する（会社法179条の9第1項）。
- 4 ○ 株式等売渡請求が法令に違反する場合において、売渡株主が不利益を受けるおそれがあるときは、売渡株主は、特別支配株主に対し、株式等売渡請求に係る売渡株式等の全部の取得をやめることを請求することができる（会社法179条の7第1項一号）。
- 5 ○ 株式等売渡請求に係る売渡株式等の全部の取得の無効は、取得日において売渡株主であった者は、取得日から6か月以内（対象会社が公開会社でない場合にあっては、当該取得日から1年以内）に、訴えをもってのみ主張することができる（会社法846条の2）。

問題39 正解4 会社法 正解率36.6%

- 1 ○ 公開会社における株式会社において、総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主は、取締役に対し、株主総会の目的である事項及び招集の理由を示して、株主総会の招集を請求することができる（会社法297条1項）。
- 2 ○ 公開会社における株式会社において、総株主の議決権の100分の1以上の議決権又は300個以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主は、取締役に対し、株主総会の日の8週間前までに、一定の事項を株主総会の目的とすることを請求することができる（会社法305条1項）。
- 3 ○ 株主は、株主総会において、株主総会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき株主総会において総株主の議決権の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りでない（会社法304条）。
- 4 × 公開会社における株式会社において、総株主の議決権の100分の1以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主は、株主総会に係る招集の手續及び決議の方法を調査させるため、当該株主総会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる（会社法306条1項、2項）。よって裁判所に申し立てるのであって、取締役ではない。

- 5〇 取締役、会計参与、監査役及び執行役は、株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が株主総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより株主の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合は、この限りでない（会社法 314 条）。

問題40 正解 4 会社法 正解率50.0%

- ア× 会計参与の設置は、原則として任意であり、公開会社である大会社は会計参与を置くことができる。
- イ× 大会社は会計監査人を設置しなければならない（会社法328条）。よって、公開会社ではない大会社が、会計監査人に代えて、会計参与を置くことはできない。
- ウ〇 会計参与は、株主総会の決議によって選任する（会社法329条1項）。
- エ〇 会計参与は、公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人でなければならない（会社法333条1項）。
- オ× 会計参与が出席し、必要があると認められるときに、意見を述べなければならない取締役会は、計算書類等を承認する取締役会である（会社法376条1項）。
- よって、4（ウ・エ）が正解である。

問題41 憲法 正解率 ア : 78.8% イ : 39.0% ウ : 40.7% エ : 22.9%

- ア 10 : 法律上
- イ 7 : 外在的
- ウ 20 : 憲法上
- エ 5 : 自律性

問題42 行政法 正解率 ア : 58.9% イ : 79.7% ウ : 96.6% エ : 41.9%

- ア 19 : 行政文書
- イ 11 : 申請に対する処分
- ウ 6 : 理由
- エ 3 : 情報公開・個人情報保護審査会

問題43 行政法 正解率 ア : 80.9% イ : 70.8% ウ : 67.8% エ : 84.7%

- ア 4 : 無過失
- イ 15 : 財産権
- ウ 20 : 勿論
- エ 11 : 推定

問題44 行政法

【正解例】

B市を被告として重大な損害が生じるおそれがあると主張し、是正命令の義務付け訴訟を提起する。(45字)

【解説】

1. 問題文の検討

本問では、「①誰を被告として、②前記のような被害を受けるおそれがあることにつき、同法の定める訴訟要件として、当該是正命令がなされないことにより、どのような影響を生ずるおそれがあるものと主張し（同法の条文の表現を踏まえて記すこと。）、③どのような訴訟を起こすことが適切か」とある。

したがって、本問では、①被告、②訴訟要件（どのような影響を生ずるおそれがあるか）、③提起すべき訴訟を記述すればよいことがわかる。

2. 知識・キーワードの抽出

義務付けの訴えとは、次に掲げる場合において、行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることを求める訴訟をいう（行政事件訴訟法3条6項）。

- 一 行政庁が一定の処分をすべきであるにかかわらずこれがされないとき（次号に掲げる場合を除く。）。→非申請型
- 二 行政庁に対し一定の処分又は裁決を求める旨の法令に基づく申請又は審査請求がされた場合において、当該行政庁がその処分又は裁決をすべきであるにかかわらずこれがされないとき。→申請型

本問の場合、Xらは、「建築基準法に基づき違反建築物の是正命令を発出するよう」求めていることから、義務付けの訴えを提起することになる。また、Xらは当該処分について法令に基づく申請又は審査請求をしたわけではないから、この義務付けの訴えは、非申請型となる。

非申請型の場合、義務付けの訴えは、一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り、提起することができる（行政事件訴訟法37条の2第1項）。

本問の場合、Xらは、是正命令がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあるものと主張することになる。

取消訴訟の被告適格に関する行政事件訴訟法11条は、義務付けの訴えに準用される（行政事件訴訟法38条1項）。よって、処分をすべき行政庁が国又は公共団体に所属する場合には、義務付けの訴えは、当該処分をすべき行政庁の所属する国又は公共団体を被告として提起しなければならないこととなる。

本問の場合、是正命令をすべきなのはB市長である。よって、「被告」については、「B市」ということになる。

3. 総評

「被告」「提起すべき訴訟」は記述式の頻出論点であり、「訴訟要件」は記述式における重要ポイントである。設問に「同法の条文の表現を踏まえて記すこと」とあり、条文の重要ポイントについては正確な記憶が要求される。

問題45 民法

【正解例】

無権代理人を相続した本人が無権代理行為の追認を拒絶しても信義に反しないため、認められる。(44字)

【解説】

1. 問題文の検討

本問では、「Aは、これ（本件売買契約の履行）を拒みたいと考えているが、認められるか。民法の規定および判例に照らし、その許否につき理由を付して……記述しなさい」とある。

したがって、本問では、①本件売買契約の履行を拒むことが認められるか、②その理由を記述すればよいことがわかる。

2. 知識・キーワードの抽出

判例は、本人が無権代理人を相続した場合について、「相続人たる本人が被相続人の無権代理行為の追認を拒絶しても、何ら信義に反するところはないから、被相続人の無権代理行為は一般に本人の相続により当然有効となるものではないと解するのが相当である」としている（最判昭和37.4.20）。

本問の場合、被相続人である無権代理人Bの無権代理行為は、本人Aの相続により当然に有効となるものではなく、無権代理人Bを相続した本人Aは、本件売買契約の履行を拒むことができる。

また、判例は、その理由として、相続人である本人Aが、被相続人である無権代理人Bの無権代理行為の追認を拒絶しても、信義則に反しないためとしている。

3. 総評

民法の記述式では、理由を問う問題が何度か出題されている。重要判例に関しては、結論をおさえるとともに論理を理解しておく必要がある。

問題46 民法

【正解例1】

Bの所有権に基づく妨害排除請求権を代位して、塀の撤去及び損害賠償を請求することができる。（44字）

【正解例2】

Bの所有権に基づく妨害排除請求権を代位して、塀の撤去を請求することができる。（38字）

【解説】

1. 問題文の検討

本問では、「Aが甲土地に工場の建設工事を開始するために、Aは、Cに対し、どのような請求をすることができるか」とある。

したがって、本問では、この請求の内容を記述すればよいことがわかる。

2. 知識・キーワードの抽出

賃借人は、不動産の占有を妨害する第三者に対し、次の請求をすることができる。

- ① 賃借人が不動産賃借権の対抗要件を備えている場合には、賃借権に基づく妨害の停止の請求（妨害排除請求）をすることができる（民法605条の4第一号）。
- ② 賃借人が目的物を占有している場合には、占有訴権（占有保持の訴え）を行使することができる（民法198条）。
- ③ 所有権に基づく妨害排除請求権を代位行使することができる（最判昭和29.9.24）。

本問の場合、「甲土地（更地）」「甲土地の賃借権の登記は、現在に至るまでされていない」とあり、賃借人Aは、土地賃借権の対抗要件を備えていないことから、賃借権に基づく妨害排除請求をすることはできない。

また、「甲土地がBからAに引き渡される前に」とあり、賃借人Aは土地を占有していないことから、占有訴権（占有保持の訴え）を行使することはできない。

よって、賃借人Aは、Cに対し、所有者Bの妨害排除請求権を代位行使して、塀の撤去を請求することになる。

3. 総評

①賃借権に基づく妨害排除請求、②占有訴権（占有保持の訴え）、③所有権に基づく妨害排除請求権の代位行使のうち、いずれの請求が適切かを事案から読み取る必要がある。

問題47 正解5 政治・経済・社会 正解率72.0%

- 1× 1853年にロシアがオスマン朝トルコと起こした戦争は、クリミア戦争であり、ウクライナ戦争ではない。
- 2× 1917年にロシアで起こった革命は、いわゆるロシア革命である。名誉革命は、1688年にイギリスで起こった革命である。
- 3× 独ソ不可侵条約を1939年に締結してからソ連はポーランドに侵攻し、その後、1941年に日ソ中立条約が締結された。
- 4× 1962年にキューバにソ連のミサイル基地が建設されていることが分かり、アメリカがそれを阻止するため海上封鎖を行い、キューバ危機が起こった。アメリカは同ミサイル基地に空爆は行っておらず、キューバ戦争は回避された。
- 5○ 1980年代前半に進行した新冷戦は、1989年にアメリカのブッシュ大統領とソ連のゴルバチョフ最高会議議長兼共産党書記長のマルタ会談において、終結が宣言された。

問題48 正解5 政治・経済・社会 正解率38.6%

- ア× 1960年にイギリスが中心となって設立されたのは欧州自由貿易連合（E F T A）である。欧州経済共同体（E E C）は、1958年にベルギー、フランス、ドイツ（西ドイツ）、イタリア、ルクセンブルク、オランダとの間で設立された、経済統合を目的とする国際機関である。
 - イ× 欧州連合（E U）は、1993年に発効したマーストリヒト条約（欧州連合条約）によって設立された、ヨーロッパの政治・経済に関する国家共同体であり、国連の下部組織ではない。
 - ウ○ 欧州評議会（Council of Europe）は、ヨーロッパにおける人権保障、民主主義、法の支配の実現を目的とした国際機関である。1949年フランスのストラスブールに設立された。
 - エ× 西欧同盟（W E U）は、1948年にブリュッセル条約によって成立した、西ヨーロッパによる集団防衛のための国際組織である。なお、アメリカとヨーロッパ各国（及びカナダが結んだ集団防衛システムは北大西洋条約機構（N A T O）である。
 - オ○ 欧州経済領域（E E A）とは、欧州連合（E U）に欧州自由貿易連合（E F T A）のノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインを含めた共同市場である。
- よって、5（ウ・オ）が正解となる。

問題49 正解4 政治・経済・社会 正解率58.1%

- ア○ コスタリカは軍隊を持たないことを憲法に明記している（コスタリカ憲法12条）。また、フィリピンは非核政策を憲法に明記している（フィリピン憲法2条8項）。
- イ○ 対人地雷禁止条約は、対人地雷の使用や開発を全面的に禁止している（対人地雷禁止条約1条）。
- ウ× 核拡散防止条約（N P T）では、アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国の核兵器

保有が認められている。また、これらの5か国は、同条約を批准している。

エ× 佐藤栄作は非核三原則を提唱し、1974年にノーベル平和賞を受賞した。なお、2004年にノーベル平和賞を受賞したのは、ワンガリ・マータイ氏（ケニアの環境副大臣）である。

オ○ 中距離核戦力（I N F）全廃条約は、1987年にアメリカとソ連との間に結ばれた条約である。アメリカのトランプ大統領が2018年に離脱を表明し、2019年に失効した。

よって、4（ウ・エ）が正解となる。

問題50 正解1 政治・経済・社会 正解率56.8%

ア× 郵便局は全国で2万か所以上だが、全国のコンビニエンスストアの店舗数は5万か所以上であり、コンビニエンスストアの店舗数の方が郵便局より多い。

イ○ 郵便局は郵便葉書などの信書の送達を全国一般で行っている。一般信書便事業（民間事業者による信書の送達に関する法律2条5項）について許可を受けた民間事業者は、2022年11月時点ではない。

ウ× 郵便局では、農産物や地元特産品の販売を行うことが認められている。

エ○ 郵便局では、簡易保険のほか、民間他社の保険も取り扱っている。

オ○ 郵便局内にあるゆうちょ銀行の現金自動預払機（A T M）では、2022年1月17日から、硬貨による貯金の預入れ・引出しの際に手数料を徴収している。

よって、1（ア・ウ）が正解となる。

問題51 正解3 政治・経済・社会 正解率58.9%

2022年4月段階でのG D P水準が高い上位6か国は、アメリカ、中国、日本、ドイツ、インド、イギリスの順である。

問題52 正解2 政治・経済・社会 正解率4.2%

ア○ 日本の森林率は約3分の2であり、中国の森林率は5分の1程度である。

イ× 日本の国有林面積は、森林面積全体の約3分の1である。

ウ× 21世紀に入ってから、日本の木材価格はほぼ横ばいで推移し、2021年に新型コロナウイルス感染症の影響により輸入木材が不足したため、スギ、ヒノキ等の製品価格が大幅に上昇した（ウッドショック）。よって、21世紀に入ってから、環境破壊に伴って木材価格の上昇が続いているとはいえない。

エ○ 平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、これにより、「森林環境税」が令和6年度から課税されることとなった。

オ× 日本の木材自給率は、令和3年は低下したものの、平成23年から令和2年までは上昇しており、「年々低下する傾向にある」とはいえない。

よって、2（ア・エ）が正解となる。

問題53 正解2 政治・経済・社会 正解率89.0%

- 1 ○ 黒人差別に抗議する公民権運動において中心的な役割を担ったキング牧師は、奴隷解放宣言から100年目にあたる1963年8月28日に行われた、20万人以上の支持者による「ワシントン大行進」を指導した。
- 2 × 2017年に大統領に就任したのは、共和党のドナルド・トランプである。民主党のヒラリー・クリントンは、アメリカ合衆国の大統領に就任していない。
- 3 ○ 2020年にミネアポリスで黒人男性が警察官によって殺害された後、人種差別に対する抗議運動が各地に広がった。
- 4 ○ 人種差別に基づくリンチを連邦法の憎悪犯罪とする反リンチ法は、2022年3月にバイデン米大統領が署名して、成立した。
- 5 ○ 2022年に、ケタンジ・ブラウン・ジャクソンは、黒人女性として初めて連邦最高裁判所判事に就任した。

問題54 正解4 政治・経済・社会 正解率85.2%

アには「ラムサール条約」が入る。
イには「国連環境計画」が入る。
ウには「気候変動枠組条約」が入る。
エには「京都議定書」が入る。
オには「パリ協定」が入る。
よって、4が正解となる。

問題55 正解1 情報通信・個人情報保護 正解率86.0%

- I：ア 音声認識
 - II：ウ 画像認識
 - III：オ ビッグデータ
 - IV：キ ディープラーニング
 - V：ケ 帰納的推論
- よって、1が正解となる。

問題56 正解 1 情報通信・個人情報保護 正解率85.6%

ア○

イ○

ウ× デジタルトランスフォーメーション（DX）とは、デジタル技術の活用による新たな商品・サービスの提供、新たなビジネスモデルの開発を通して、社会制度や組織文化なども変革していくような取組を指す概念である。

※出典「令和3年版 情報通信白書」（総務省）

(<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r03/html/nd112210.html>)

エ× テレワークとは、ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方をいう。

※総務省ホームページ

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/18028_01.html)

オ× ベース・レジストリとは、公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データであり、正確性や最新性が確保された社会の基盤となるデータベースをいう。

※出典：デジタル庁

(https://www.digital.go.jp/policies/base_registry/)

よって、1（ア・イ）が正解となる。

問題57 正解 5 情報通信・個人情報保護 正解率49.2%

1× 個人情報保護に関しても、情報公開と同様に、一部の地方公共団体が国に先行して整備した。

2× 個人情報保護委員会が、個人情報保護条例を制定していない地方公共団体に対して、個人情報保護法違反を理由とした是正命令を発出しなければならないということはない。

3× 個人番号カードは、「マイナンバー法」（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）に基づいて、「市町村長」が交付している。

4× 個人情報保護委員会が、内閣総理大臣に対して、地方公共団体への指揮監督権限の行使を求める意見を具申するというものではない。

5○

問題58 正解 4 文章理解 正解率93.6%

まず、空欄冒頭に入る文を検討する。

空欄の直前に「なぜ」という記述があることから、空欄冒頭はこの「なぜ」を受ける形の文になると考えられる。

選択肢を見ると、空欄冒頭の候補はア、イ、エのいずれかになるところ、「なぜ」についての記述があるのはエのみである。

これより、解答は選択肢4か5に絞られる。

続いて、エの次の文を検討する。

選択肢を見ると、候補はウかオとなる。

ウに記述されている「そのさまざまな「なぜ」」は、エに記述されているの続出した「珍妙な「なぜ」」を受けるものと考えられる。

よって、エ→ウのつながりになっている選択肢4が正解となる。

問題59 正解1 文章理解 正解率84.7%

著作権上の理由により省略させていただきます。

問題60 正解5 文章理解 正解率99.2%

著作権上の理由により省略させていただきます。

問題を解く際にご利用ください（問題44以降の解答欄は裏面にあります）。

《答案用紙》

法令等

問題 1	1	2	3	4	5
問題 2	1	2	3	4	5
問題 3	1	2	3	4	5
問題 4	1	2	3	4	5
問題 5	1	2	3	4	5
問題 6	1	2	3	4	5
問題 7	1	2	3	4	5
問題 8	1	2	3	4	5
問題 9	1	2	3	4	5
問題10	1	2	3	4	5
問題11	1	2	3	4	5
問題12	1	2	3	4	5
問題13	1	2	3	4	5
問題14	1	2	3	4	5
問題15	1	2	3	4	5
問題16	1	2	3	4	5
問題17	1	2	3	4	5
問題18	1	2	3	4	5
問題19	1	2	3	4	5
問題20	1	2	3	4	5

問題21	1	2	3	4	5
問題22	1	2	3	4	5
問題23	1	2	3	4	5
問題24	1	2	3	4	5
問題25	1	2	3	4	5
問題26	1	2	3	4	5
問題27	1	2	3	4	5
問題28	1	2	3	4	5
問題29	1	2	3	4	5
問題30	1	2	3	4	5
問題31	1	2	3	4	5
問題32	1	2	3	4	5
問題33	1	2	3	4	5
問題34	1	2	3	4	5
問題35	1	2	3	4	5
問題36	1	2	3	4	5
問題37	1	2	3	4	5
問題38	1	2	3	4	5
問題39	1	2	3	4	5
問題40	1	2	3	4	5

問題41	ア	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
問題42	ウ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	エ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
問題43	ア	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
問題44	ウ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	エ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

＜答案用紙＞

記述式問題

問題44

10

15

問題45

10

15

問題46

10

15

一般知識等

問題47	1	2	3	4	5
問題48	1	2	3	4	5
問題49	1	2	3	4	5
問題50	1	2	3	4	5
問題51	1	2	3	4	5
問題52	1	2	3	4	5
問題53	1	2	3	4	5

問題54	1	2	3	4	5
問題55	1	2	3	4	5
問題56	1	2	3	4	5
問題57	1	2	3	4	5
問題58	1	2	3	4	5
問題59	1	2	3	4	5
問題60	1	2	3	4	5

※不足する場合は、コピーのうえご使用ください。